

説明資料

〔個人所得課税〕

令和 4 年 10 月 18 日（火）
財 務 省

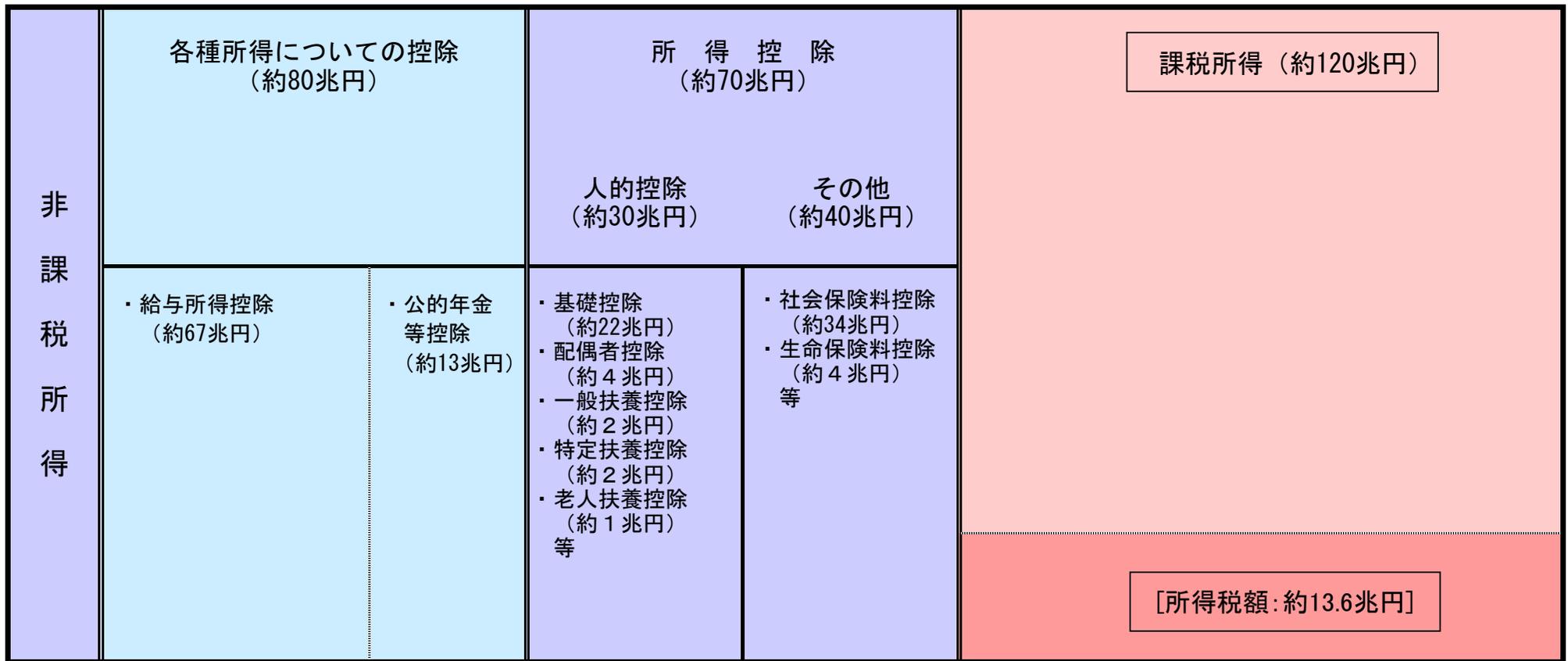
1. 我が国の所得控除制度等の概観

所得税の課税ベース及び諸控除のイメージ

課税対象となる収入約270兆円

(給与収入(約240兆円)、年金収入(約20兆円)、事業・不動産収入(所得ベースで約10兆円)等)

所得金額(約190兆円)



(注1) 計数は「令和2年度 市町村税課税状況等の調」(総務省)等を基に作成。

(注2) 上記計数は総合課税分(給与所得、雑所得(年金等)、事業所得、不動産所得等)の納税者に係るものである。

⇒ [上記の所得税額に対し、約0.4兆円の税額控除(主として住宅ローン控除)が適用。]

人的控除の種類及び概要

	創設年 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本人の所得要件	
			所 得 税	住 民 税		
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和22年 (1947年)	・本人	最高48万円	最高43万円	合計所得金額2,500万円以下 (2,400万円超から控除額が通減)
	配偶者控除 一般の控除対象配偶者 老人控除対象配偶者	昭和36年 (1961年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円以下である配偶者 (控除対象配偶者)を有する者	最高38万円	最高33万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
		(昭和36年) (1961年)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者			
		昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者			
	配偶者特別控除	昭和62年 (1987年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円を超え133万円以下である配偶者を有する者	最高38万円	最高33万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
	扶養控除 一般の扶養親族 特定扶養親族 老人扶養親族	昭和25年 (1950年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円以下である親族等 (扶養親族)を有する者	38万円	33万円	—
		(昭和25年) (1950年)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者			
平成元年 (1989年)		・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者				
昭和47年 (1972年)		・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者				
(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+10万円	+7万円	—	
特 別 な 人 的 控 除	障害者控除	昭和25年 (1950年)	・障害者である者 ・障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	27万円	26万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年 (1968年)	・特別障害者である者 ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	40万円	30万円	—
	(同居特別障害者控除)	昭和57年 (1982年)	・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	75万円	53万円	—
	寡婦控除	昭和26年 (1951年)	①夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 ②夫と死別した後婚姻をしていない者 ※ひとり親に該当する者は除く ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	27万円	26万円	合計所得金額500万円以下
	ひとり親控除	令和2年 (2020年)	・現に婚姻をしていないもので、かつ、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する者 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	35万円	30万円	合計所得金額500万円以下
	勤労学生控除	昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	27万円	26万円	合計所得金額75万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下

その他の所得控除制度の概要（所得税）

控除の種類	概要	控除額の計算方式
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① (災害損失の金額＋災害関連支出の金額)－年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額－5万円
医療費控除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除 <small>セルフメディケーション税制 平成29年から令和8年までの間に、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っている納税者が、その納税者又はその納税者と生計を一にする配偶者その他の親族のスイッチOTC医薬品等の購入費を支払った場合に控除</small>	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額}$ (最高限度額200万円) $\left\{ \begin{array}{l} \text{支払ったスイッチOTC} \\ \text{医薬品等の購入費の額} \end{array} \right\} - \left\{ 1万2千円 \right\} = \text{控除額}$ (最高限度額8万8千円)
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業 共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金並びに心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除 ① 支払った一般生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額4万円） ② 支払った介護医療保険料に応じて一定額を控除（最高限度額4万円） ③ 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額4万円） (2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る生命保険料控除 ① 支払った一般生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円） ※各保険料控除の合計適用限度額を12万円とする。
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った地震保険料の全額を控除（最高限度額5万円） ※1 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（地震保険料控除の適用を受けるものを除く。）に係る保険料等は従前どおり適用する（最高限度額1万5千円）。 2 地震保険料控除と上記1を適用する場合には合わせて最高5万円とする。
寄附金控除	特定寄附金を支出した場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 特定寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 40\% \end{array} \right\} - 2千円 = \text{寄附金控除額}$

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

第二 令和時代の税制のあり方

2 働き方やライフコースの多様化等への対応

(1) 個人所得課税における諸控除の見直し

我が国の個人所得課税については、年功賃金・終身雇用を核とする日本型雇用システムの下、給与所得者が増加し納税者の大半を占めるに至る中、これまでその負担軽減を行う際には、給与所得控除等の所得計算上の控除に著しく依存した見直しが行われてきた。この結果、諸外国では、総じて言えば負担調整における人的控除の役割が大きいものに対して、我が国では基礎控除等の人的控除の果たす役割が比較的小さなものに止まっている。

近年、特定の企業に属さずフリーランスとして業務単位で仕事を請け負うなど働き方の多様化が進展している中、所得の種類ごとに様々な負担調整を行うのではなく、人的な事情に応じた負担調整を行う人的控除の重要性が高まっていると考えられる。このような変化を踏まえ、当調査会は平成27年11月の「論点整理」等において、所得再分配機能の回復を図り、働き方にかかわらず経済力に応じた公平な負担の実現に向け、個人所得課税の諸控除の見直しについての考え方を提示した。平成29年度税制改正で女性の就業促進の観点も踏まえ配偶者控除の見直しが行われたほか、平成30年度税制改正では、フリーランスや起業など様々な形で働く人を支援するため、給与所得控除や公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替える見直しが行われた。あわせて、所得再分配の観点から、所得が一定の額を超える者について基礎控除額及び配偶者控除額等を逡減・消失させるとともに、公的年金等以外に高い所得を得ている者については公的年金等控除の額を引き下げるなど、各種控除の適正化が行われた。

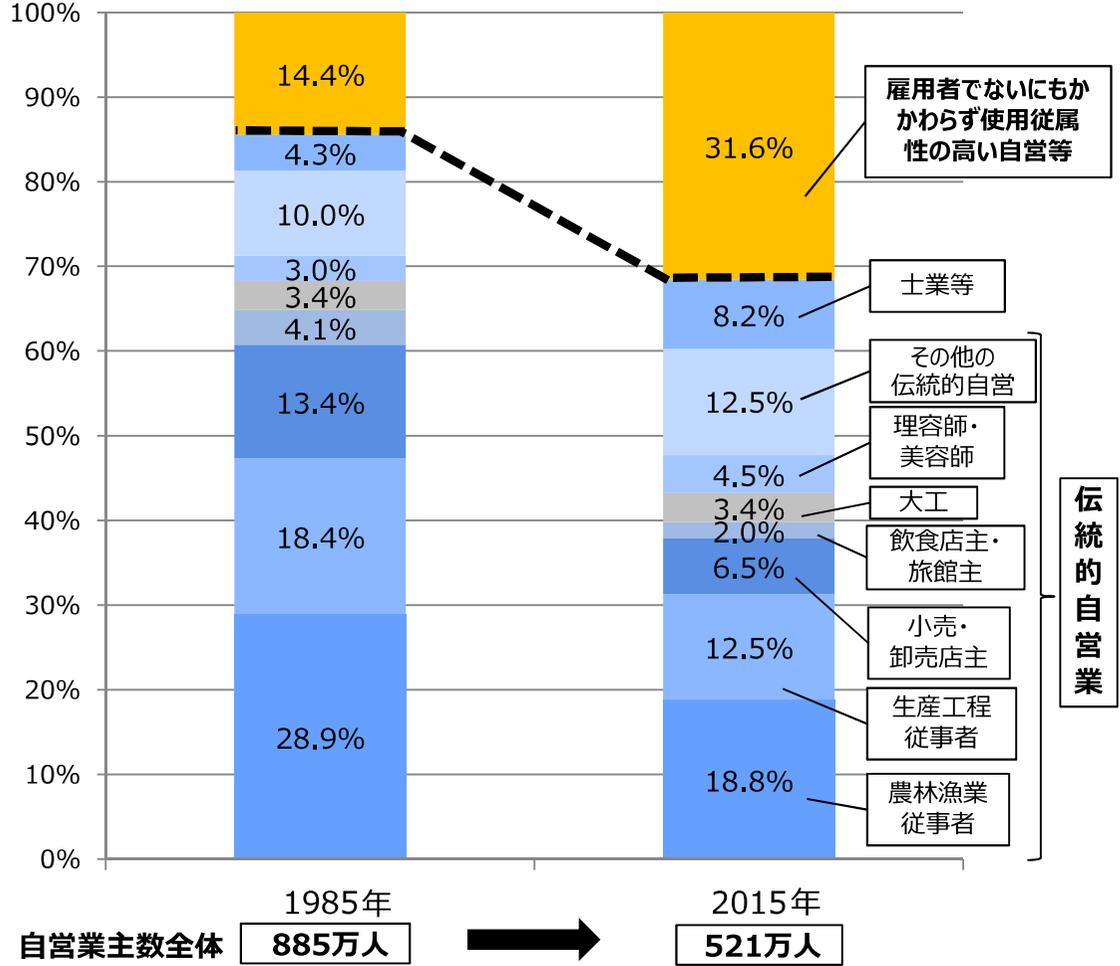
今後も、働き方の多様化や格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進めることが重要である。その際、収入のあり方の多様化も踏まえ、事業所得等に対する適正・公平な課税を実現するための環境整備についても検討していく必要がある。

(1) 働き方の多様化と「人的控除」の
あり方について

フリーランスの現状

- 自営業主は全体としては減少傾向だが、雇用者でないにもかかわらず使用従属性の高い自営等の割合は増加。（1985年14.4%⇒2015年31.6%）
- フリーランス人口は、462万人。そのうち、女性は男性の半分程度。

自営業主の動向



(注1) 山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(2015年9月3日 政府税制調査会資料)の区分を参考に作成。「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業。「土業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業。「雇用者でないにもかかわらず使用従属性の高い自営等」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種。

(注2) 「自営業主」は、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及び「家庭内職者」。

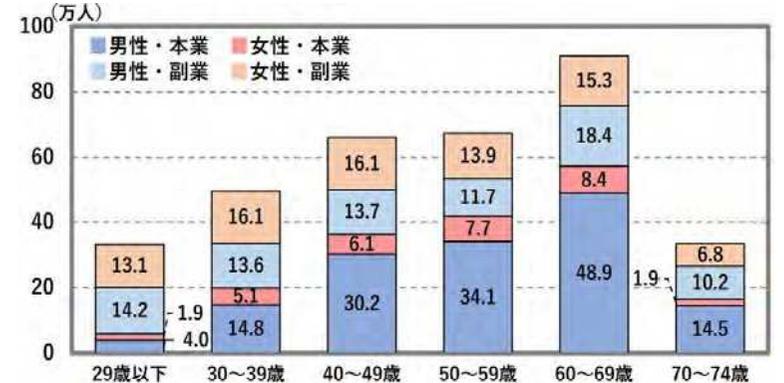
(出所) 総務省「国勢調査」

直近のフリーランス人口

2020年時点 本業 214万人
副業 248万人
計 462万人

(出所) 内閣官房「フリーランス実態調査結果」(2020年)
※調査期間: 2020年2月10日~3月6日

年代別フリーランス人口



(出所) 内閣府「政策課題分析シリーズ17「日本のフリーランスについて」」(2019年)、「選択する未来2.0 参考資料」(2021年6月4日)

(上記資料におけるフリーランスの定義)
 就業形態: 自営業主(雇人なし・実店舗なし)・内職・一人社長
 職業区分: 農林漁業従事者を除く
 本業: 「仕事をおもにしている」者で、おもな仕事上記就業形態・職業区分
 副業: 以下のいずれかに該当する者
 ①「家事・通学等がおも」(「仕事が従」)の者で仕事上記就業形態・職業区分
 ②おもな仕事はフリーランスではないが、副業・兼業で上記就業形態職業区分

(出所) 内閣府「選択する未来2.0 参考資料」(2020年7月1日)

一律支援の困難性①職種・就労形態の多様性

令和3年6月15日 政府税制調査会
第5回納税環境整備に関する専門家会合
フリーランス協会提出資料

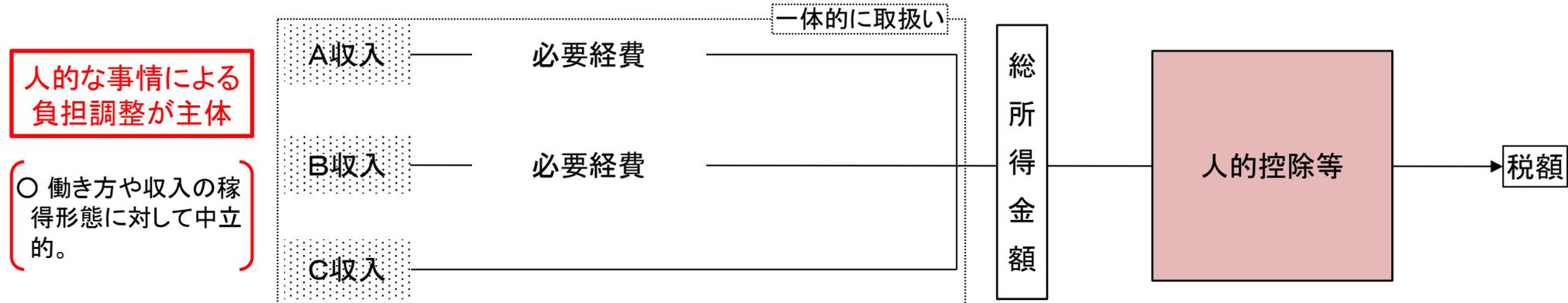
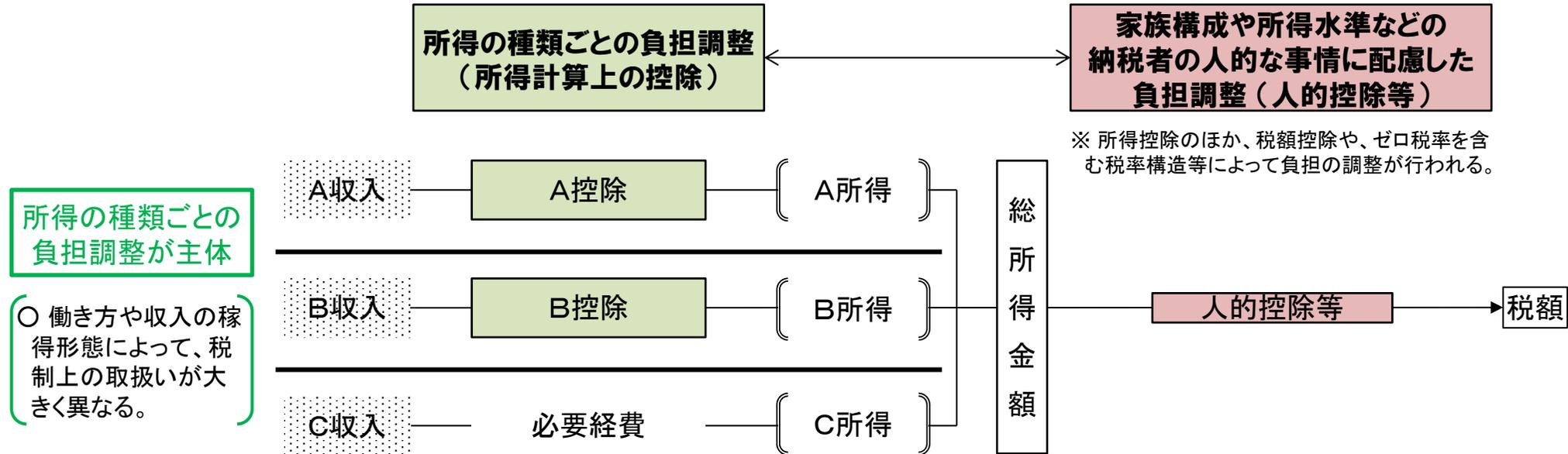
- フリーランス（事業者）と労働者の境目が曖昧になり、グラデーション化
- マatchingフォームや事務所を介すると請求書発行せずとも報酬が振り込まれる
- 事業者としての自覚が希薄なフリーランスも存在

	労働者 ←				→ 事業者					
	正規雇用	非正規雇用			フリーランス=個人事業主・法人経営者・すきまワーカー（開業届無）					
		フリーター			一部に、準従属労働者を含む					
	正社員	派遣社員・ 契約社員	パート・ アルバイト	日雇い・ 非常勤	偽装フリー ランス	常駐フリー	事務所 所属	ギグ ワーカー	請負・ 委託	自営
取引先との 契約	雇用契約	雇用契約	雇用契約	雇用契約	業務委託 契約	業務委託 契約	マネジメン ト契約	利用規約	業務委託 契約	業務内容に よる
支払い	給与	給与	給与	給与	給与～業務 委託報酬	業務委託 報酬	ギャラン ティー	業務委託 報酬	業務委託 報酬	業務内容に よる
社会保険	企業で加入	企業で加入	勤務時間数 による	個人で加入	個人で加入	個人で加入	個人で加入	個人で加入	個人で加入	個人で加入
指揮命令	あり	あり	あり	あり	あり	あり～なし	あり～なし	なし	なし	なし
時間・場所の 制約	あり※	あり※	あり※	あり※	あり※	あり※～ なし	なし	なし	なし	なし
	← ※テレワーク促進により、徐々に制約から解放 →									
報酬の値決め の裁量	なし	なし	なし	なし	なし	あり～なし	あり～なし	あり～なし	あり	あり
取引先の数	1	1	複数	不特定多数	1	若干数	1 (事務所)	複数 (プラットフォーム 利用)	不特定多数	不特定多数

出典：「フリーランス白書2020 第1章はじめに」フリーランス協会

税負担の調整のあり方(イメージ)

- 税負担の調整に当たっては、
 - ・ 各類型の所得の合算前に、働き方等に応じた所得の種類ごとの負担調整(所得計算上の控除)を行うことが主体となる場合と、
 - ・ 合算後に、所得の種類と関係なく、家族構成などの人的な事情に配慮した負担調整(人的控除等)を行うことが主体となる場合が存在。



経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理(抄)

平成 27 年 11 月
政府税制調査会

第 1 部 今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理

Ⅱ. 個人所得課税の改革にあたっての基本的な考え方

2. 働き方の多様化や家族のセーフティネット機能の低下を踏まえた「人的控除」の重要性

(1) 「所得計算上の控除」と「人的控除」の役割

我が国の個人所得課税においては、所得はその源泉や性質に応じて 10 種類の所得区分に分けられ、原則として、それぞれ必要経費や所得の種類に応じた「所得計算上の控除」を差し引いた上で合計し、この合計金額から、「人的控除」等の所得控除を行って、課税所得を計算する仕組みとなっている。「所得計算上の控除」は、所得の稼得に要する必要経費の概算控除としての性格を有するとともに、所得の種類ごとに負担調整を行う機能を有している。

我が国においては、シャープ勧告を受けた昭和 25 年の税制改正において、納税者の個人的事情に適合した課税を実現する等の観点から、基礎控除、扶養控除といった「人的控除」の拡充が図られたが、当時の財政状況等を踏まえて小幅なものに止まった。その後、年功賃金・終身雇用を核とする日本型雇用システムの下で、給与所得者が増加し納税者の大半を占めるに至る中で、個人所得課税の負担軽減を行う際には、「所得計算上の控除」に著しく依存した見直しが行われてきた。一方で、「人的控除」は、累次の税制改正において拡充されてきたものの、所得水準の伸びほどには拡充されてこなかった。その結果、我が国の個人所得課税においては、税負担の調整に際して「人的控除」の果たしている役割が比較的小さなものに止まっている。

第 1 部 今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理

Ⅱ. 個人所得課税の改革にあたっての基本的な考え方

2. 働き方の多様化や家族のセーフティネット機能の低下を踏まえた「人的控除」の重要性

(2) 働き方の多様化等と「人的控除」の重要性

他方、我が国における働き方については、非正規雇用の増加に伴う若年就労の不安定化等に止まらず、正規雇用の多様化、退職金も含めた賃金形態の多様化、転職機会の増加等、様々な面で多様化している。請負契約等に基づいて働き、使用従属性の高さという点でむしろ雇用者に近い自営業主の割合が高まっていることも指摘されており、給与所得と事業所得を明確に分ける意義が薄れてきている。

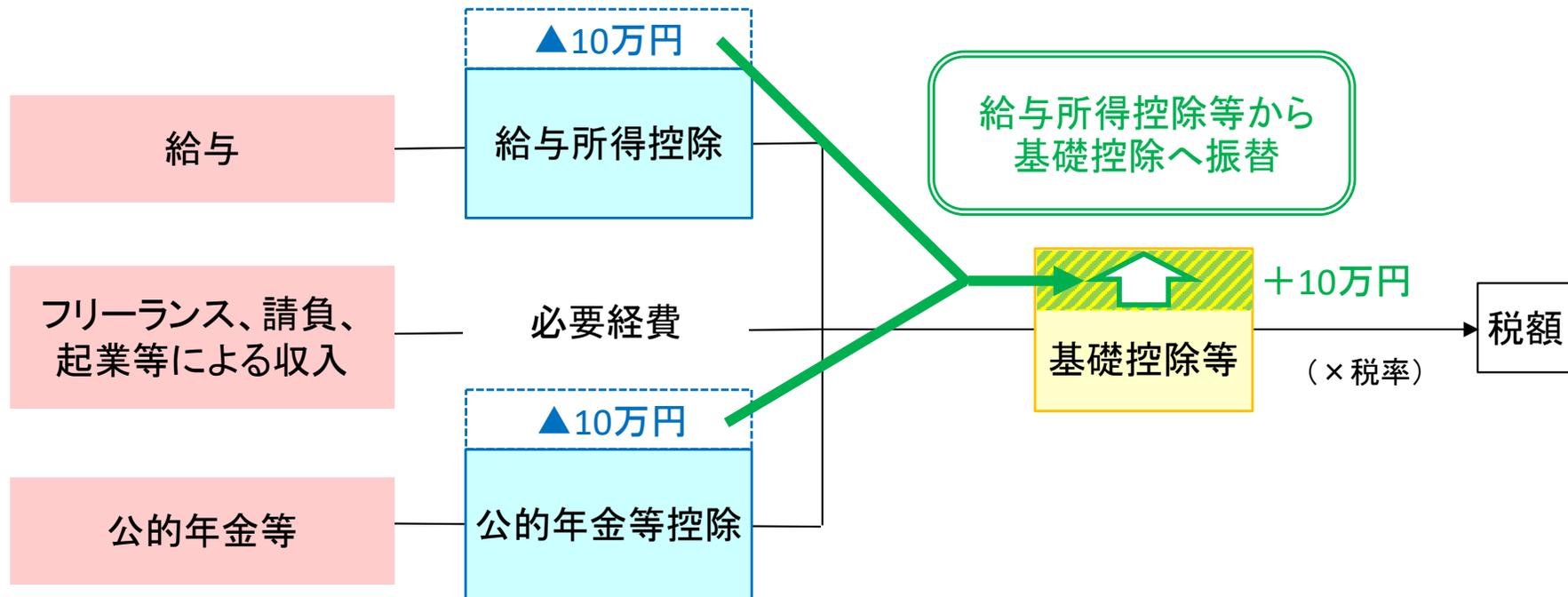
また、非正規雇用の増加により所得格差が拡大しており、家族を形成し、また、お互いの生活を支える上で十分な経済力がない場合が増えているとの指摘もあるなど、家族のセーフティネット機能が低下している。

これらの変化を踏まえると、個人所得課税における税負担の調整のあり方としては、所得の種類ごとに様々な負担調整を行うのではなく、家族構成などの人的な事情に応じた負担調整を行う「人的控除」の重要性が高まっていると考えられる。税負担の調整における「人的控除」の役割を高めるとともに、そのあり方を所得再分配機能の回復や家族のセーフティネット機能の再構築といった視点から見直していく必要がある。今後、このような観点から、「所得計算上の控除」と「人的控除」のあり方を全体として検討していくべきである。その際、様々な経済社会の構造変化を踏まえ、それぞれの控除の役割を見直すとともに、できる限り簡素な制度を構築するという視点も重要である。

基礎控除への振替（平成30年度改正）

- 我が国の個人所得課税は、多様な働き方の拡大を想定しているとは言い難く、働き方や収入の稼得方法により所得計算が大きく異なる仕組みとなっている。
- 給与所得控除・公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替えることにより、フリーランスや起業、在宅で仕事を請け負う子育て中の女性など、様々な形で働く人を応援することができ、働き方改革の後押しになる。

[令和2年(2020年)分以後の所得税について適用]



※ 給与所得と年金所得の双方を有する者については、片方に係る控除のみが減額される。

(2) 女性の働き方の選択に対して中立的な
税制のあり方について

2. 配偶者控除に関する問題点の指摘

現行の配偶者控除については、以下の指摘がなされており、そのあり方についての見直しが必要と考えられる。

- ・ 共働きが増加している中で、片働きを一方向的に優遇するなど、個々人の働くことへの選択を歪めることは適当ではないとの指摘がある。
- ・ 「パート世帯」においては、配偶者が基礎控除の適用を受けるとともに納税者本人も配偶者控除の適用を受けている（いわゆる「二重の控除」が行われている）ため、「片働き世帯」や「共働き世帯」よりも控除額の合計額が多く、アンバランスが生じているとの指摘がある。
- ・ 配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘がある（いわゆる103万円の壁）。これについては、配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない仕組みとなっており、税制上の103万円の壁は解消している。他方で、「103万円」が、心理的な壁として作用しているのではないかと、また、企業の配偶者手当の支給基準として援用されている、との指摘がなされている。

「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」及び「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」における配偶者控除の見直しの考え方（概要）

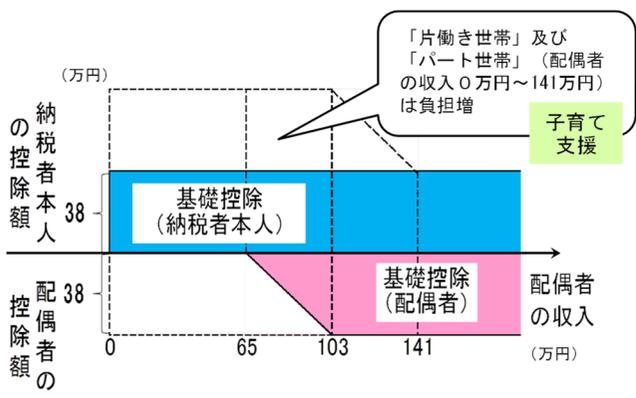
選択肢A-1

配偶者控除の廃止+子育て支援の拡充

○配偶者の就業の有無や形態にかかわらず控除が適用されないため、納税者本人の税負担に配偶者の収入が一切影響しない中立的な仕組み。

○一定の収入以下の配偶者（特に、介護等の様々な理由で収入を得られない者）を有する場合に納税者本人の担税力の減殺を調整しないのは、個人の担税力の大きさに着目する現行の所得税制としては問題。

○配偶者控除は広く納税者に適用されており、廃止による影響が大。



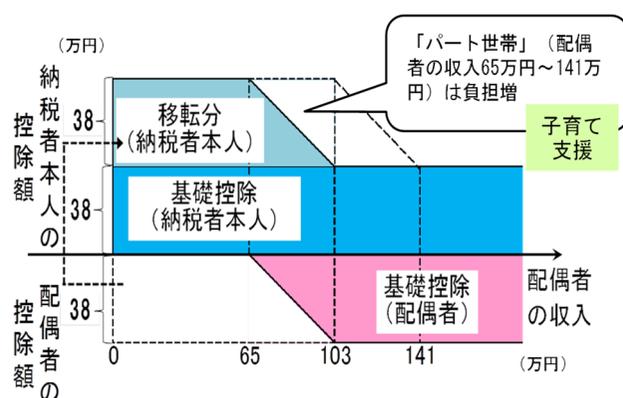
選択肢B-2

移転的基礎控除の導入・税額控除化+子育て支援の拡充

○働き方の選択に対して中立的な税制となることに加え、所得再分配機能の回復にも資する点が特徴。

○個人単位課税を基本とする所得税制において、世帯単位で税負担を捉える考え方を導入することをどう考えるか、との課題。

○多数の納税者について控除の移転が行われる中で配偶者の所得を適時・正確に把握して納税者本人に課税を行うことは実務上困難。

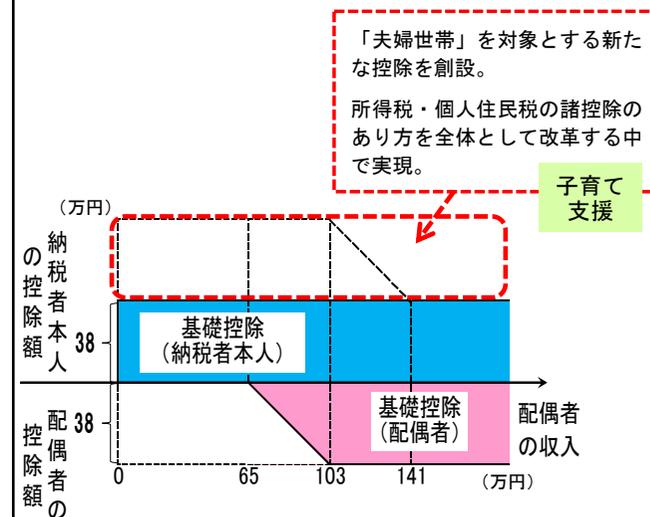


選択肢C

「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入+子育て支援の拡充

○少子化対策の観点からまずは夫婦の形成を支援することに意義（他方、子供に着目した方が直接的との課題）

○控除の対象者に収入制限を設けない場合、高所得者世帯にまで控除が適用されるとともに、相当額の財源を確保する必要
→ 控除の対象者の収入を一定額以下に限定することが考えられる。



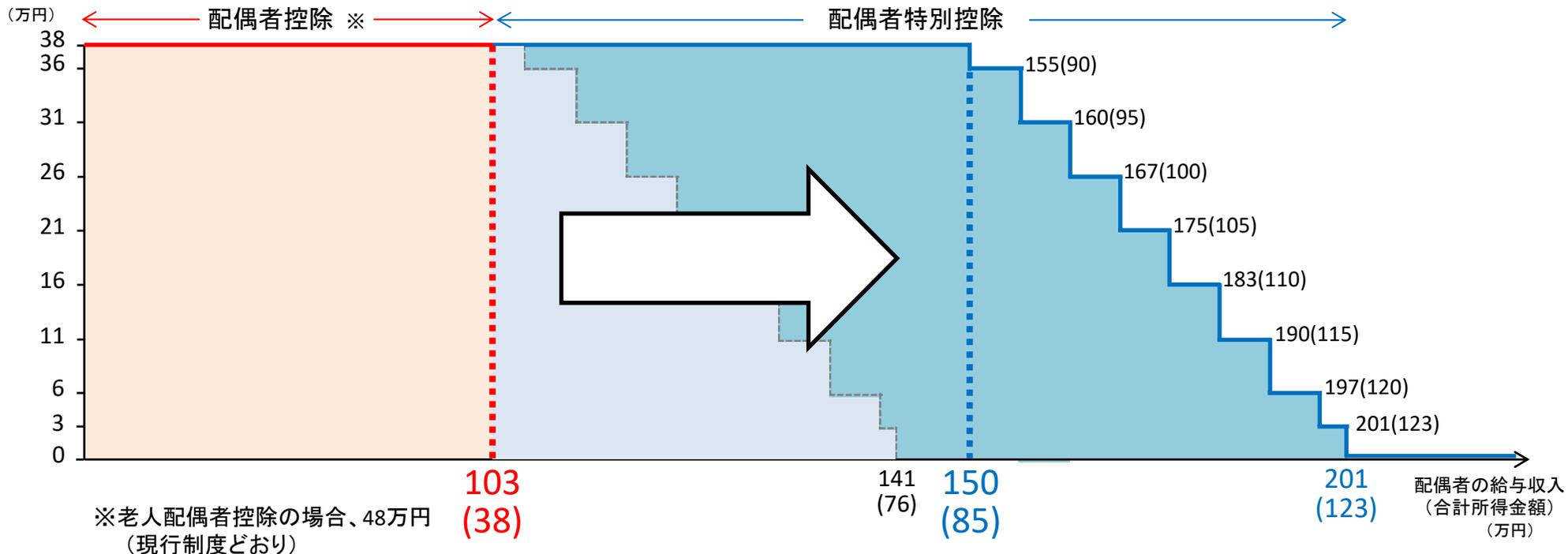
○配偶者控除に係る「103万円」という水準が企業の配偶者手当の支給基準として援用されていることなどが就業調整という喫緊の課題の一因ではないかとの指摘に対応する観点から、配偶者控除について、税収中立の考え方を踏まえつつ、配偶者の収入制限である「103万円」を引き上げることも一案との意見

配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて（平成29年度改正）

○ 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合（合計所得金額が900万円以下の場合）

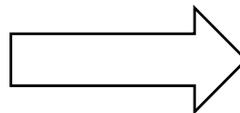
平成30年分以後の
所得税について適用

納税者本人の
受ける控除額



納税者本人の
所得制限

見直し前：なし
（配偶者特別控除は、給与1,220万円
（合計所得金額1,000万円）で消失）



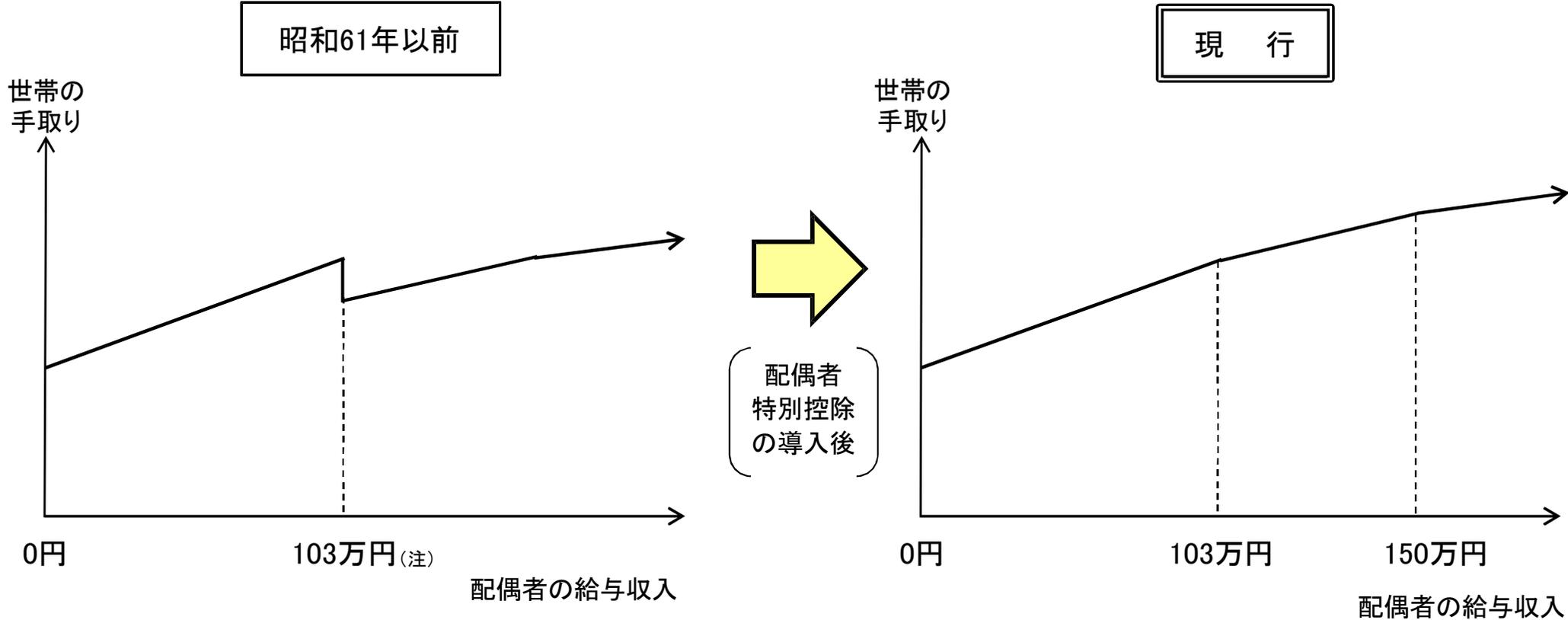
見直し後：
給与**1,120万円**（合計所得金額900万円）から逡減開始し、
給与**1,220万円**（合計所得金額1,000万円）で消失

（注）納税者本人の給与収入（合計所得金額）が1,120万円（900万円）超1,220万円（1,000万円）以下の場合でも控除が受けられることとし、控除額が逡減・消失する仕組みとする。具体的には、納税者本人の給与収入（合計所得金額）が1,120万円（900万円）以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入（合計所得金額）が、①1,120～1,170万円（900～950万円）の場合には、その控除額の2/3、②1,170～1,220万円（950～1,000万円）の場合には、その控除額の1/3とし、③1,220万円（1,000万円）を超える場合には消失することとする。（控除額は1万円未満切上げ）

（※）上記の給与収入及び給与所得の金額は、平成30年度改正による給与所得控除についての基礎控除への振替及び控除額の上限の引下げ（令和2年（2020年）分以後の所得税について適用）の適用前の数字である（平成30年度改正を適用すると、納税者本人の給与収入が1,095万円から逡減開始し、1,195万円）で消失する）。

いわゆる「103万円の壁」について

配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘がある（いわゆる103万円の壁）。これについては、配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない仕組みとなっており、税制上の103万円の壁は解消している。



(注) 納税者本人が配偶者控除を受けることのできる配偶者の給与収入の限度額。ここでは「現行」のグラフとの比較の観点から103万円としているが、昭和61年当時は90万円。

民間における家族手当の支給状況について

（人事院「2019年（平成31年）、2020年（令和2年）、2021年（令和3年）職種別民間給与実態調査」により作成）

① 家族手当の支給状況

	家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
平成31年調査	78.0%	(81.2%)	(18.8%)	22.0%
令和2年調査	75.9%	(79.1%)	(20.9%)	24.1%
令和3年調査	74.1%	(74.5%)	(25.5%)	25.9%

（注1）（ ）内は、家族手当制度がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

② 配偶者の収入による制限の状況

	配偶者の収入による制限がある	収入制限の額				配偶者の収入による制限がない
		150万円	130万円	103万円	その他	
平成31年調査	[85.5%]	<6.9%>	<33.8%>	<51.7%>	<7.6%>	[14.5%]
令和2年調査	[85.6%]	<9.4%>	<31.7%>	<45.0%>	<13.9%>	[14.4%]
令和3年調査	[86.7%]	<7.0%>	<36.9%>	<45.4%>	<10.6%>	[13.3%]

（注1）[]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

（注2）< >内は、配偶者の収入による制限がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

③ 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額 (平成31年調査)	支給月額 (令和2年調査)	支給月額 (令和3年調査)
配偶者	12,935円	12,711円	12,713円
配偶者と子1人	19,153円	19,454円	19,145円
配偶者と子2人	24,949円	25,778円	25,243円

（注）支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

(3) 退職所得に対する課税のあり方について

退職金の性格と退職所得控除について

わが国税制の現状と課題－ 21世紀に向けた国民の参加と選択－ (平成12年7月、政府税制調査会)

7. 各種の所得

(2) 退職所得

退職金は、一般に、長期間にわたる勤務の対価の後払いとしての性格とともに、退職後の生活の原資に充てられる性格を有しています。

このような退職金の性格を踏まえて、退職所得に対する課税については、一時に相当額を受給するため、他の所得に比べて累進緩和の配慮が必要と考えられることから、退職金の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1を所得金額として、他の所得と分離して累進税率により課税されます。退職所得控除は、勤続年数20年までは1年につき40万円、勤続年数20年超の部分については1年につき70万円となっています。

主要国においても、退職所得については、N分N乗方式または一定の控除額の設定によって、税制上、一定の配慮が行われています。

近年、退職金の支給形態が徐々に一時金から年金方式に移行する動きが見られます。また、雇用形態の多様化・流動化の下で、長期に至らずに退職金を受け取る従業員が増加するとともに、退職金を支給する代わりに給与を増額する企業も見られるようになってきました。

現行の退職所得課税の仕組みは、勤務年数が長いほど厚く支給される退職金支給形態を反映したものとなっていることから、退職金の支給形態の変化などを踏まえると、今後も長期勤続の場合を特に優遇していくことが適当かどうか検討する必要があると考えられます。

他方、現行の退職所得課税を前提とした税引後収入が老後の生活設計に織り込まれているという実態や、企業における給与体系の変更には時間を要することを考慮する必要があるとの意見がありました。

なお、近時、短期間のみ在職することが当初から予定されている役員などに対して、給与支給を通常より少なくして、その分、退職金を手厚く支給するといったことが行われているとの指摘があり、この動きに対しては適切な対応が必要であると考えます。

政府税制調査会の答申(退職所得課税関連記述)

政府税制調査会答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」(平成19年11月)

近年、就業構造や雇用形態が変化する中、退職金の支給に代えて在勤中の給与の引上げや退職年金の支給を行うなど、退職金等の支給形態が多様化している。また、給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることにより、税負担を回避するといった事例もある。

このような状況を踏まえれば、退職金課税については、現行の勤続20年を境に1年当たりの控除額が急増する仕組みや勤務年数が短期間でも退職金に係る所得の2分の1にしか課税されないという仕組みを見直し、全体として多様な就労選択に中立的な制度とすることが求められている。

なお、多年にわたって支給されるべきものが一時に集中して支給されるという退職金の性格に照らせば、引き続き何らかの平準化措置を講じる必要がある。また、重要な人生設計上の期待にも関わる問題となることから、所要の経過措置も含めた適切な工夫が必要である。

政府税制調査会答申「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」(令和元年9月)

退職給付に係る税制についても、給付が一時金払いか年金払いかによって取扱いが大きく異なり、退職給付のあり方に対して中立的ではなく、また、勤続期間が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みが、転職の増加など働き方の多様化を想定していないとの指摘がある。

退職金も含めた賃金形態の多様化や転職機会の増加などが進む中、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについても、働き方やライフコースの多様化を踏まえた丁寧な検討が必要である。

退職所得の課税方式

○他の所得と区分して次により分離課税

・ $(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$ (注) = 退職所得の金額

勤続年数20年まで	1年につき40万円
勤続年数20年超	1年につき70万円

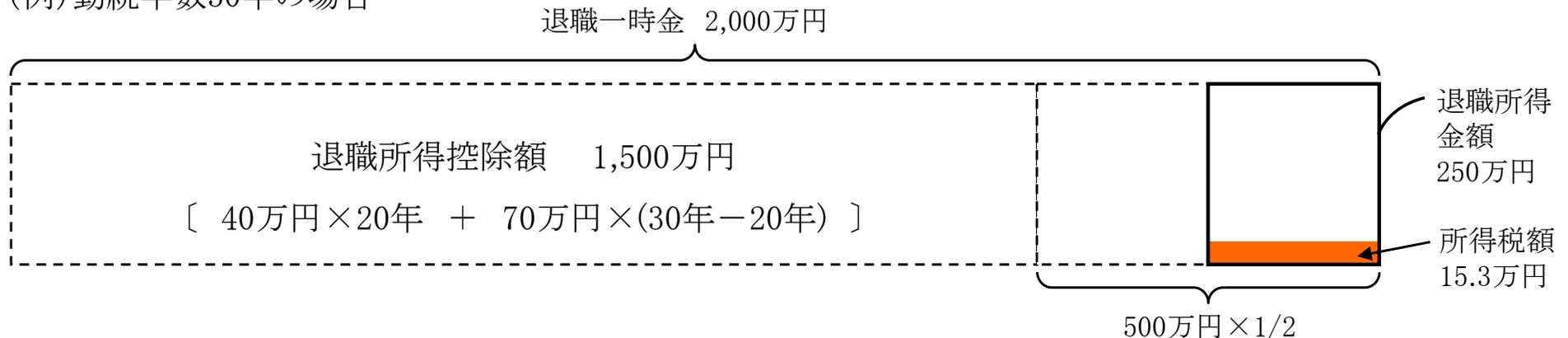
(注) 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税を適用しない。(平成24年度税制改正)
 勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、2分の1課税を適用しない。(令和3年度税制改正)

・ $\text{退職所得の金額} \times \text{税率} = \text{所得税額}$

課税所得金額	税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

(備考) このほか、個人住民税が一律10%課される。

(例) 勤続年数30年の場合



(注) 確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度等に基づき支払われる退職一時金等は、退職手当等とみなし、退職所得として課税することとされている。

退職所得課税の適正化（令和3年度改正）

○ 退職金は長期間にわたる勤務の対価の一括後払いという性格をもち、一時にまとめて相当額を受給することなどを踏まえ、累進税率の適用を緩和し、税負担の平準化を図る「2分の1課税」の措置が講じられている。

※ 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、上記の税負担の平準化の必要性が認められないことから、「2分の1課税」の措置を適用しないこととされている。（平成24年度税制改正で措置）

○ 現下の退職給付の実態を踏まえ、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、一定金額以上の部分について、2分の1課税の平準化措置の適用から除外することとする。一定金額以上の水準については、近年の雇用の流動化にも配慮し、影響を受ける対象者を限定する観点から、モデル退職金額を相当程度上回る水準とする。

【退職所得の課税方式】

他の所得と区分して次により分離課税

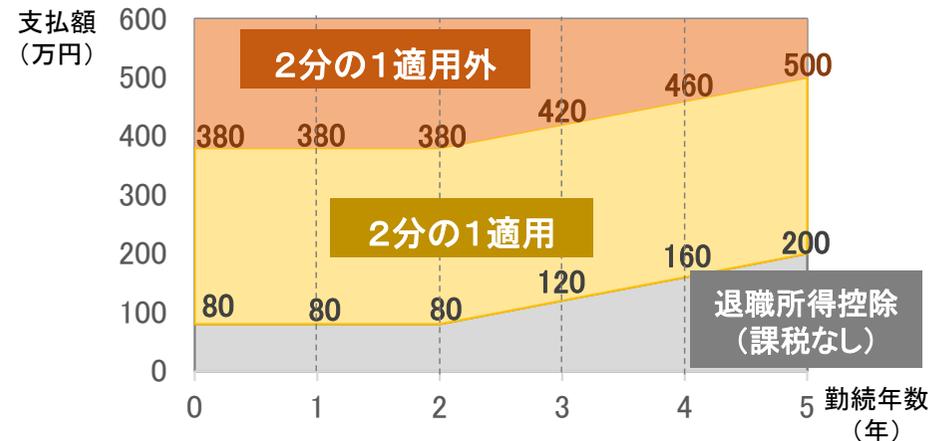
$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額 (注1)}) \times \frac{1}{2} \times \text{税率 (注2)} = \text{退職所得に係る所得税額}$$

※ 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税を適用しない（平成24年度税制改正）。

【改正後】

○ 勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金については、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しないこととする。

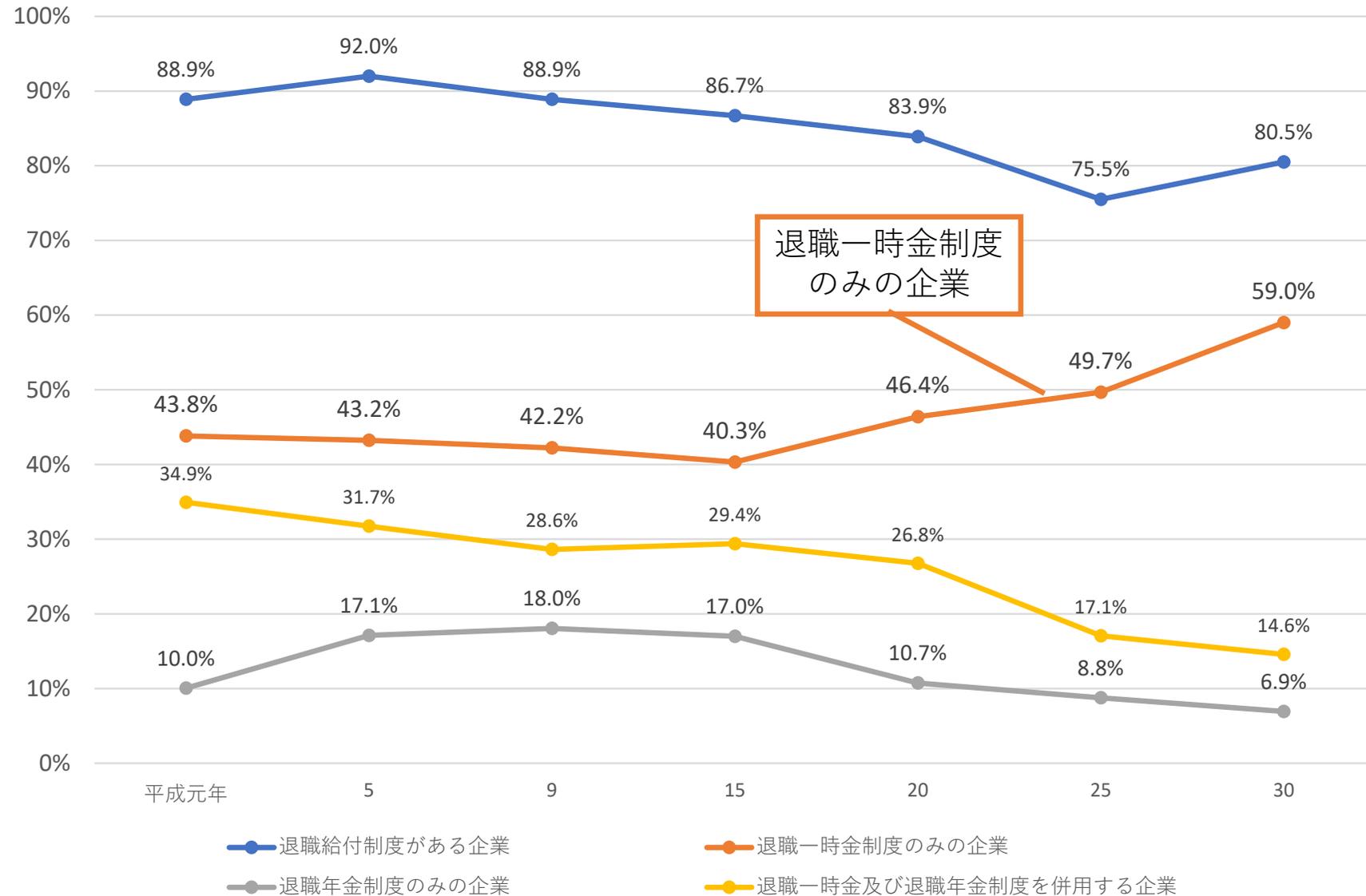
（注）令和4年分以後の所得税について適用



（注1）①勤続年数20年まで⇒1年につき40万円、②勤続年数20年超⇒1年につき70万円

（注2）課税退職所得金額の区分に応じ5%から45%までの税率が適用

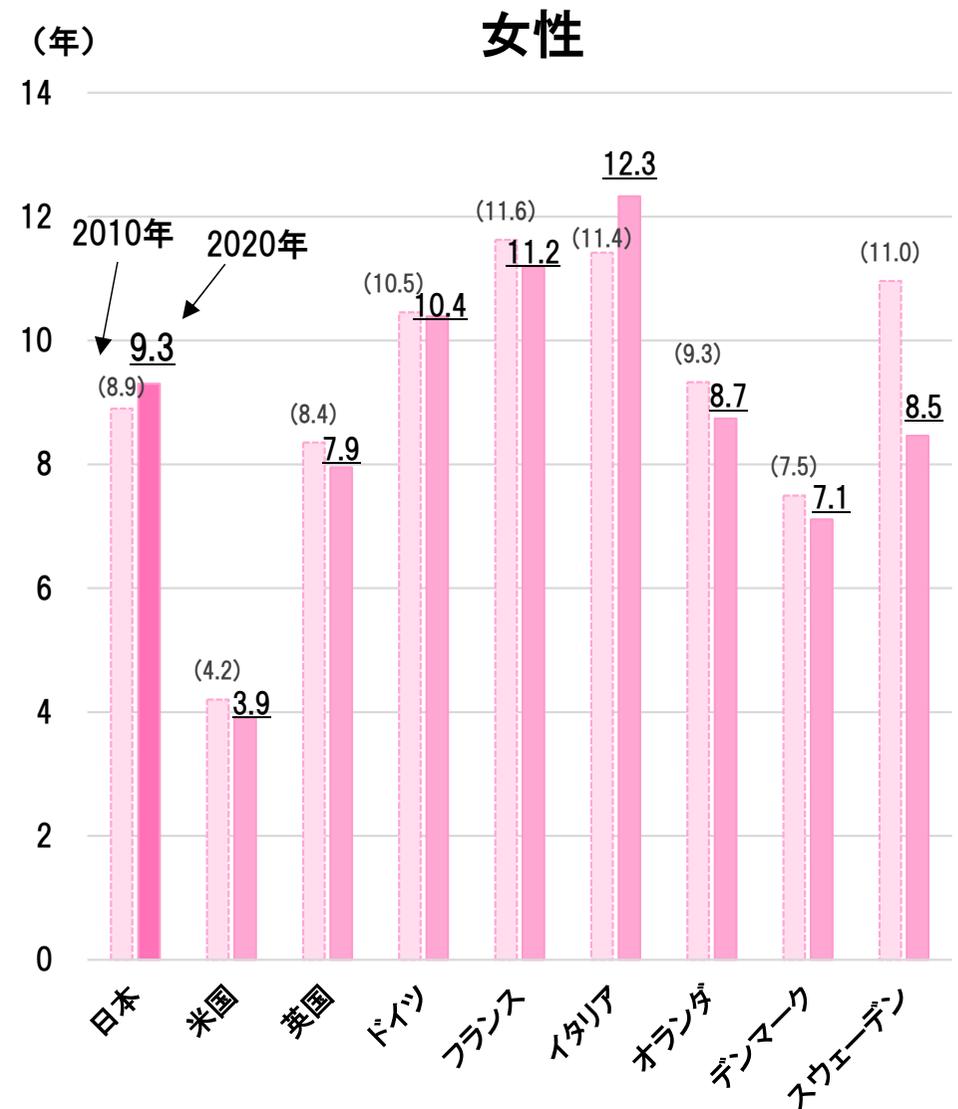
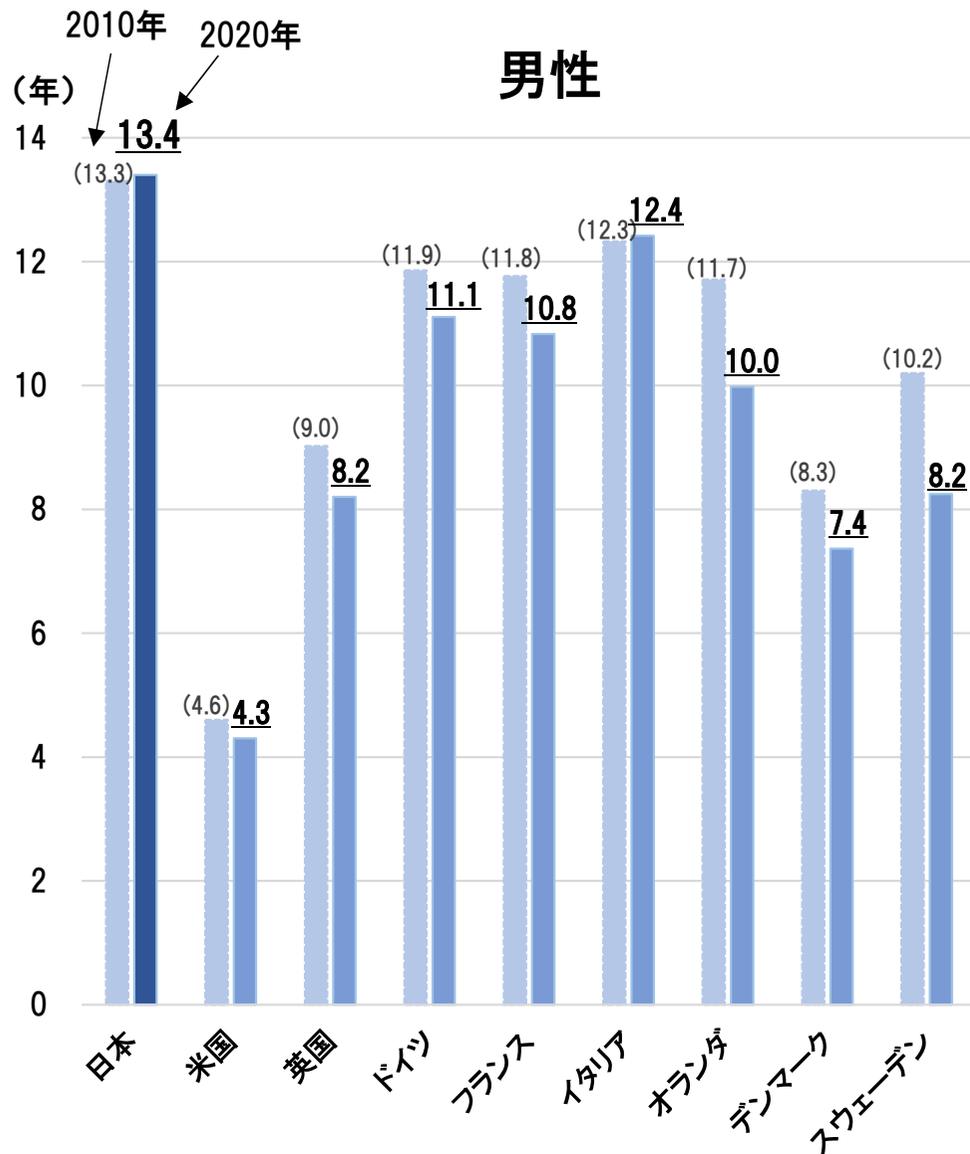
退職給付制度を有する企業の構成比



(備考) 厚生労働省「就労条件総合調査(平成15、20、25、30年)」及び「賃金労働時間制度等総合調査(平成元、5、9年)」より作成。

従業員の平均勤続年数(国際比較)

○ 日本の男性従業員の平均勤続年数は、直近10年間で見てもほぼ変わっておらず、また主要各国と比較しても、最も長くなっている。



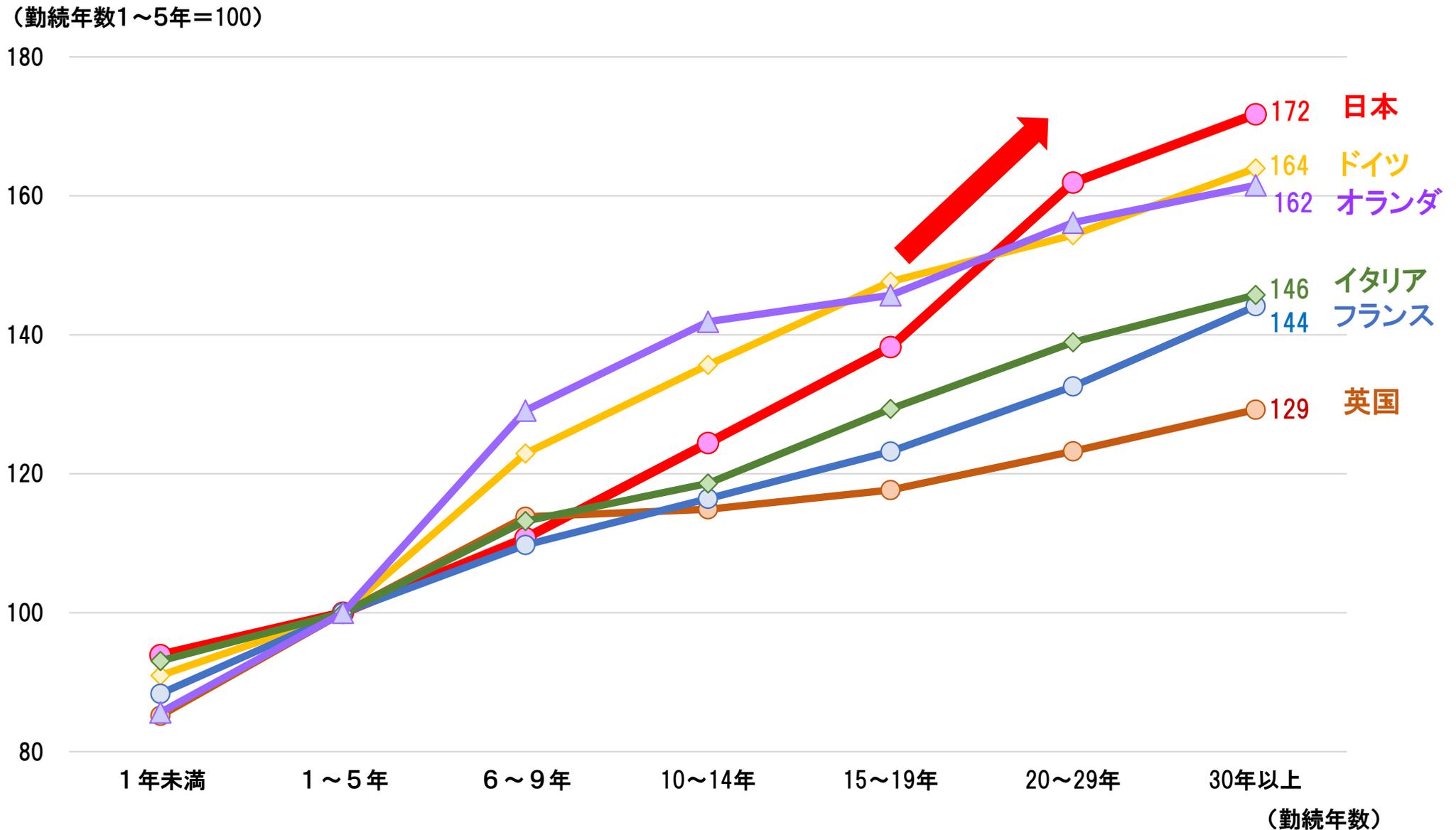
(注1) 日本は、短時間労働者を除く常用労働者のデータ

(注2) 米国は中央値。その他の国は平均年数。

(出所) 独立行政法人 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較」より作成。

勤続年数別賃金水準の国際比較(2018年)

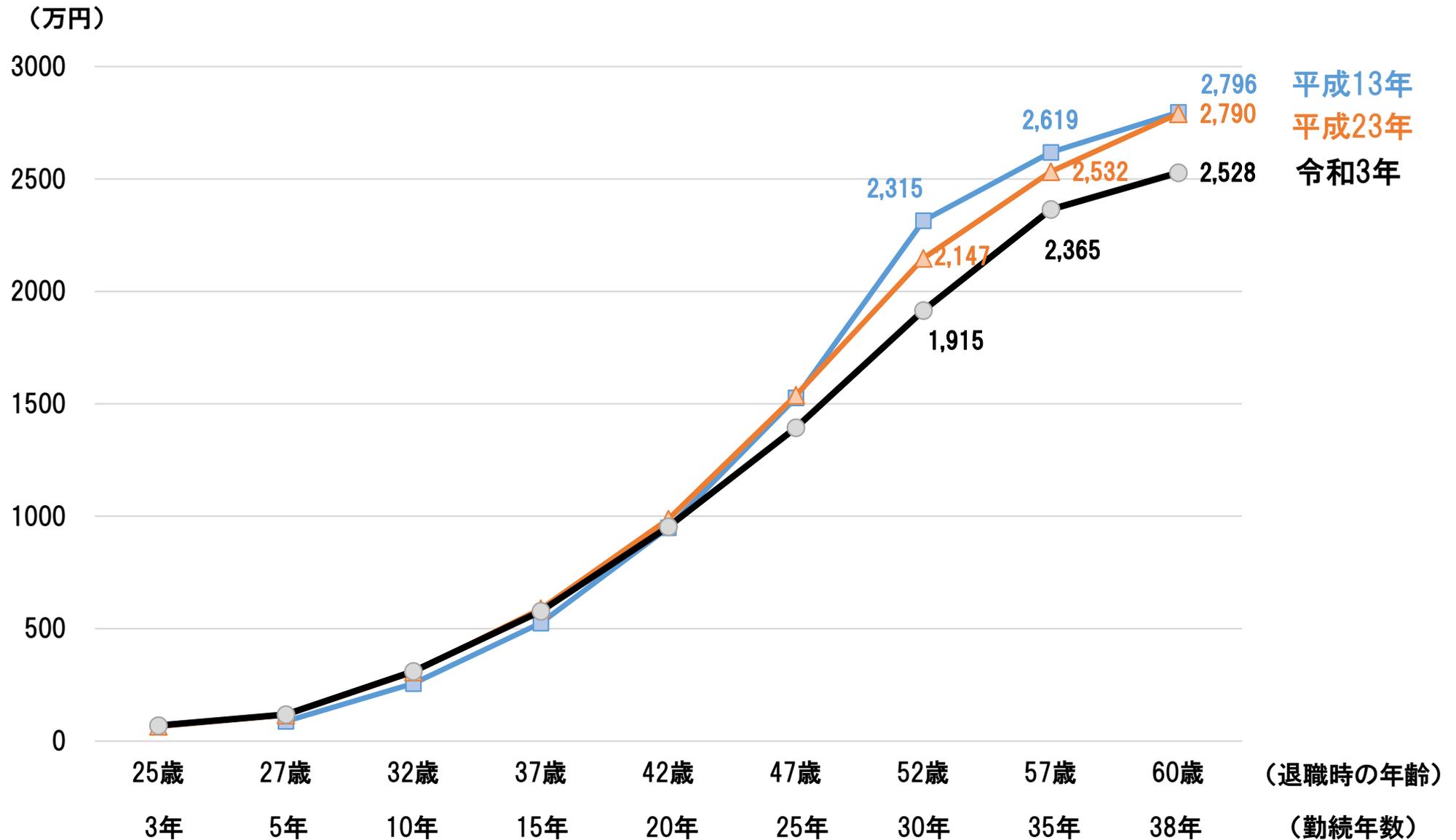
○ 勤続年数別の賃金水準を見ると、欧州各国と比較すると、日本では勤続20年目以降の賃金水準が大幅に上昇している。



(注)規模10人以上の民営事業者が対象。日本は所定内給与額、欧州は月間平均収入額を基に算出
 (出所)独立行政法人 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較」より作成。

退職年齢別の退職手当支給額の推移(モデルケース)

○ 勤続年数20年を軸としたS字カーブの構造は以前ほど顕著ではなくなっている。



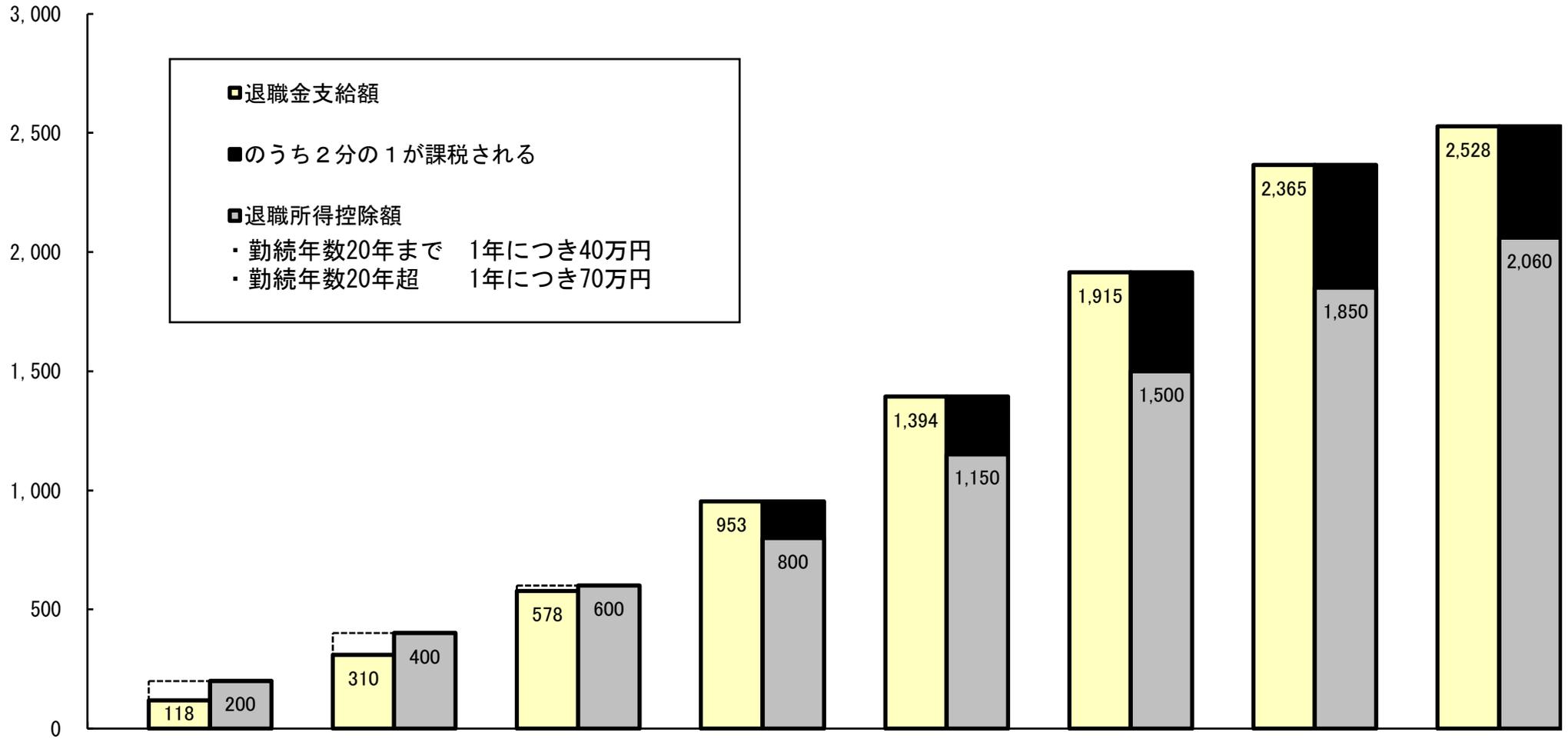
(注) 上記は、大学卒、事務・技術労働者、総合職相当、会社都合による退職のモデルケースでの退職支給額(調査産業計)の数値。

平成13年及び平成23年の数値は男性のみ、令和3年の数値は合計。

(出所) 中央労働委員会「令和3年 退職金・年金及び定年制事情調査」より作成。

モデル退職金の支給状況と退職所得控除額

(退職金支給額：万円)



勤続年数	5	10	15	20	25	30	35	38 (年)
勤続年数1年当たりの退職金支給額	24	31	39	48	56	64	68	67 (万円)
勤続年数1年当たりの退職所得控除額	40	40	40	40	46	50	53	54 (万円)

(出所) 中央労働委員会「令和3年 退職金、年金及び定年制事情調査」

(注) 上記のモデル退職金は、大学卒、事務・技術労働者、総合職相当、会社都合による退職を前提としたものである。

3. 私的年金等に係る税制について

経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方(抄)

令和元年9月
政府税制調査会

第二 令和時代の税制のあり方

2 働き方やライフコースの多様化等への対応

(2) 企業年金・個人年金等に関する公平な税制の構築

人生100年時代において、働き方やライフコースが多様化しており、全世代型社会保障の構築と合わせて、一人ひとりの個人が老後の生活に備えるための準備を公平に支援するための税制の構築が求められている。

我が国においては、これまで企業年金や個人型確定拠出年金（iDeCo）等の私的年金に関する税制が段階的に整備・拡充されてきた中、働き方の違い等によって税制の適用関係が異なることや、各制度それぞれで非課税拠出枠の限度額管理が行われていることといった課題がある。

諸外国の例を見ると、企業年金・個人年金等の私的年金が老後の生活の重要な支えになっており、働き方によって税制上の取扱いに大きな違いが生じないように配慮する仕組みも整備されている。例えばイギリスやカナダにおいては、加入している私的年金等の組み合わせにかかわらず同様の非課税拠出を行えるよう、各種私的年金に共通の非課税拠出限度額を設けており、働き方の違い等によって有利・不利が生じないような仕組みとなっている。また、諸外国では、拠出・運用段階は一定の限度額まで非課税としつつ、給付段階においては、我が国のような年金収入に対する大きな控除はなく、基本的に課税とする例が多くなっている。諸外国の個人所得課税における負担調整では、特定の収入にのみ適用される所得計算上の控除ではなく、人的控除の役割が大きいことは、上述のとおりである。

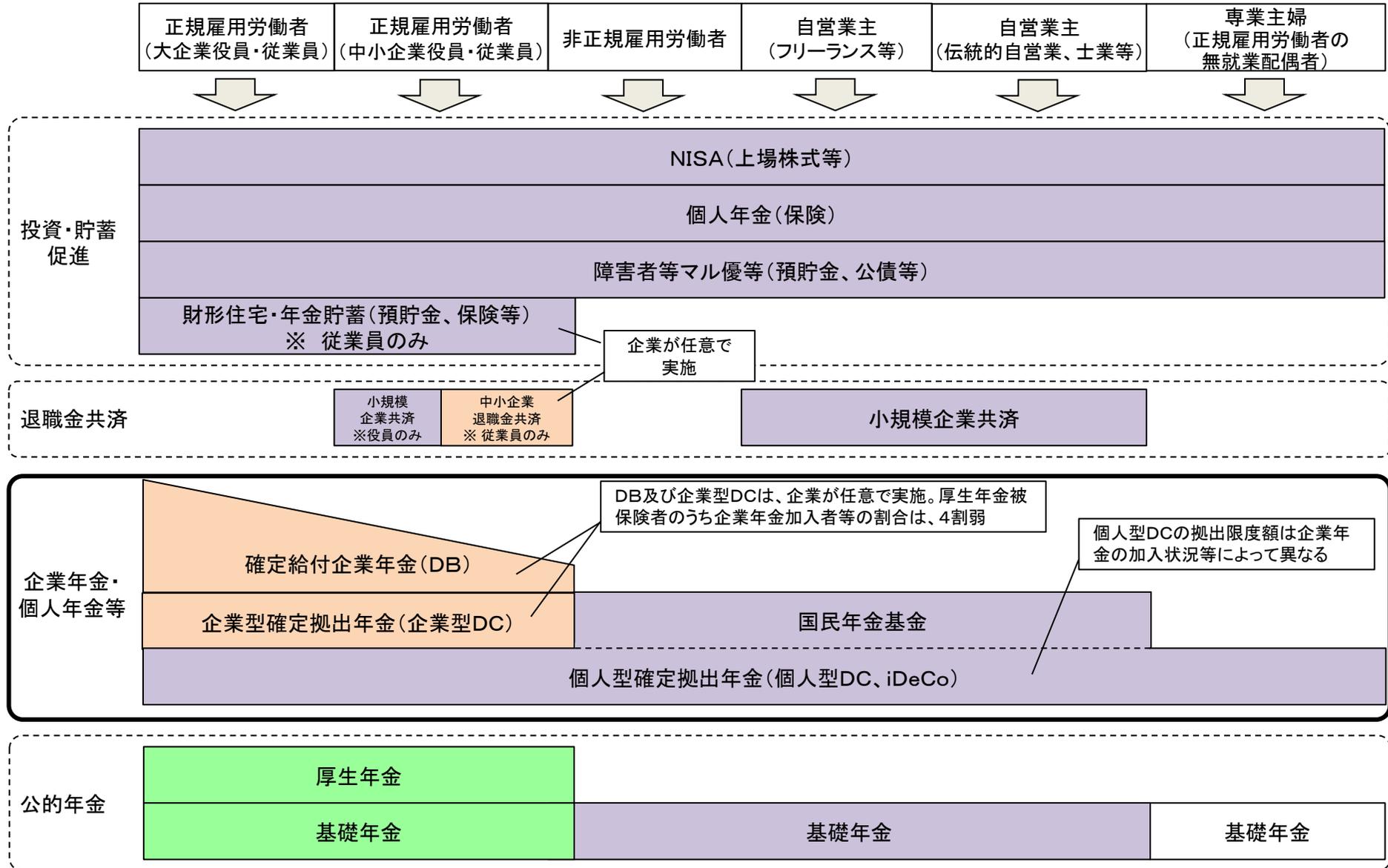
我が国においても、こうした諸外国の例も参考にしつつ、働き方の違い等によって有利・不利が生じないような企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いについて検討するとともに、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担のあり方についても検討する必要がある。

退職給付に係る税制についても、給付が一時金払いか年金払いかによって取扱いが大きく異なり、退職給付のあり方に対して中立的ではなく、また、勤続期間が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みが、転職の増加など働き方の多様化を想定していないとの指摘がある。

退職金も含めた賃金形態の多様化や転職機会の増加などが進む中、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについても、働き方やライフコースの多様化を踏まえた丁寧な検討が必要である。

こうした課題については、諸外国と我が国では雇用慣行等の経済社会環境や公的年金制度に違いがあることや、企業年金・個人年金等は企業の退職給付のあり方や個人の生活設計にも密接に関係することなどを踏まえ、その検討を丁寧に行い、関係する税制の包括的な見直しを行っていくべきである。

老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への主な支援措置の現状(イメージ)



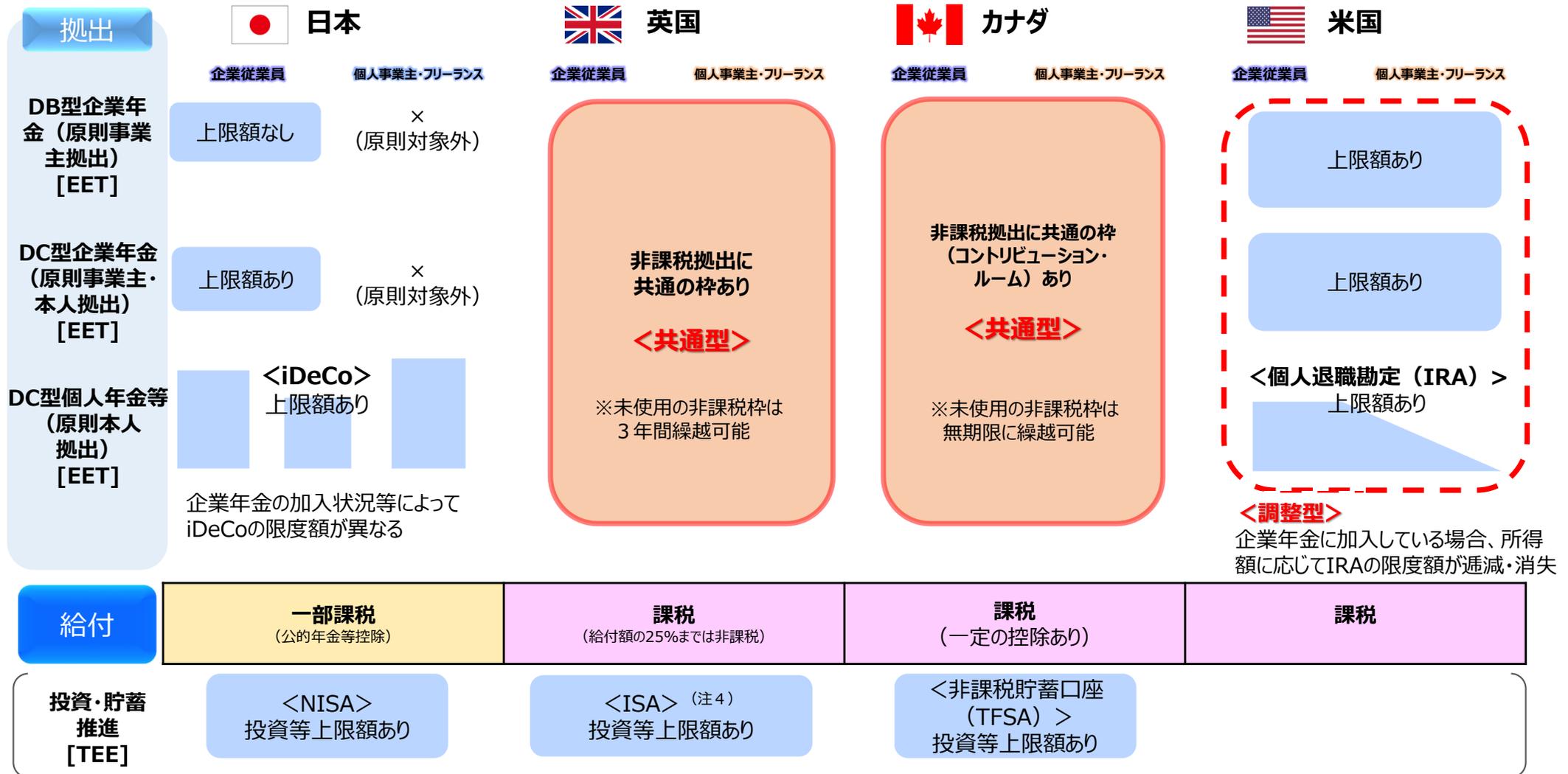
(凡例)老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出(折半)	本人が(主に)拠出するもの	本人拠出なし
----------------	----------------	---------------	--------

(注)上記は、原則的な取扱いを示すものであり、個々の制度について加入可能な対象者の範囲等をすべて図示したものではない。

各国の私的年金税制等について（原則的な取扱いを示したもの）

- 日本の私的年金に関する税制は、働き方や勤務先の企業が採用している企業年金の形態によって取扱いが異なっている。
- 一方、諸外国においては、働き方や年金の形態によらず、一人一人の個人に対して共通の非課税枠を設定している国もあり、こうしたことを参考に私的年金に対する税制全体のあり方を検討する必要。



(注1) 上記における私的年金とは、拠出時に所得控除の対象となる等、税制適格の仕組みを指し、個人退職勘定 (IRA) 等も含む。

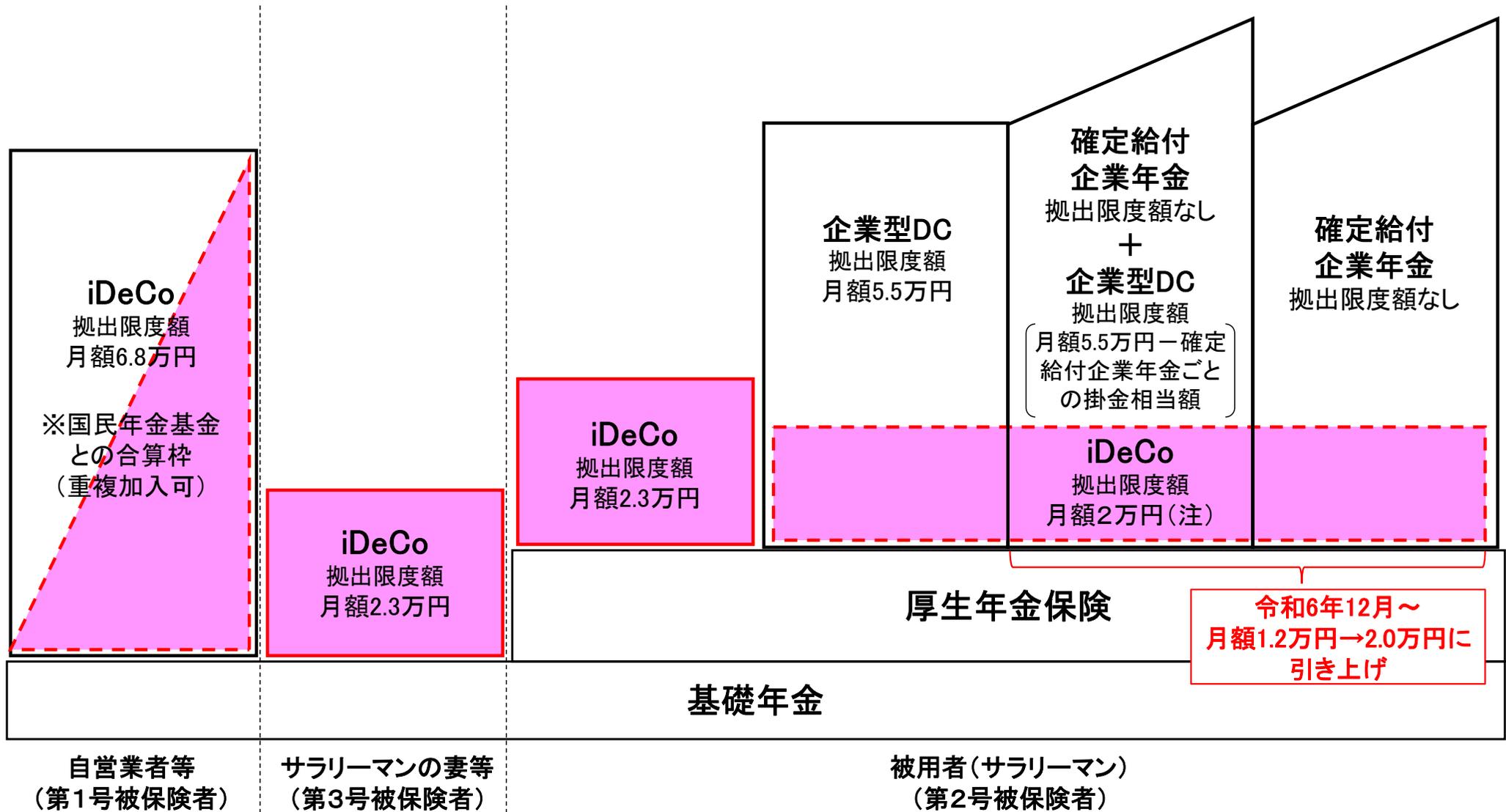
(注2) 米国では、DC型企业年金及びIRAの一種類として、TEEのロス (Roth) 型も存在。

(注3) EはExempt (非課税)、TはTaxed (課税) を表す。年金等の拠出・運用・給付のどの段階で課税が行われるかに応じた制度タイプの表記方法。
ただし、E、Tの具体的意味については控除等の存在も考慮しつつ、個別具体的に精査が必要。

(注4) 中途引出し制限等つきのライフタイムISAあり。

(注5) 2019年政府税調海外出張調査時の現地ヒアリングを元に作成。

個人型確定拠出年金 (iDeCo) の拠出限度額 (令和6年12月～)



(注) 事業主掛金 (企業型DCの事業主掛金額と確定給付企業年金ごとの掛金相当額) が月額3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額が逡減。

主要国における公的年金税制の概要

(2022年1月現在)

			日本	米国	英国	ドイツ	フランス
制度類型			E E T	T E T	T E T	E E T	E E T
拠出段階	事業所得者	本人負担分	全額控除	控除あり (1/2)	控除なし	控除あり (限度額あり) ^(注4)	全額控除
	給与所得者	本人負担分	全額控除	控除なし	控除なし	控除あり (限度額あり) ^(注4)	全額控除
		事業主負担分	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入
運用段階			非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
給付段階			一部課税 ^(注2)	一部課税 ^(注3)	課税	課税 ^(注5)	課税 ^(注6)

(注1) TはTaxed（課税）、EはExempt（非課税）を表す。年金等の拠出・運用・給付のどの段階で課税が行われるかに応じた制度類型の表記方法。

(注2) 給付段階において課税となる公的年金等については、その所得の計算上、公的年金等控除の適用がある。

(注3) 給付額の一定部分が課税対象となる（給付額の50%とその他の所得の合計額が、25,000ドル超34,000ドル以下の場合、㊦給付の50%、㊧25,000ドルを超える部分の50%、のうち少ない方の金額（※）が課税対象。当該合計額が34,000ドル超の場合は、㊨給付の85%、㊩「34,000ドルを超える部分の85%+（※）」で計算された額又は4,500ドルのうち少ない金額」、のうち少ない方の金額が課税対象（単独申告の場合））。

(注4) 年金保険料の一定部分及び疾病保険、介護保険等の社会保険制度に対する社会保険料と生命保険料の合計額に対する実額控除（ただし、限度額あり。また、給与所得者は実額控除に代えて概算控除を選択することもできる）。年金保険料の控除割合は、①実額控除の場合、2013年に76%で設定され、以降毎年2%ずつ引き上げられて2022年に94%、②概算控除の場合、2010年に40%で設定され、以降毎年4%ずつ引き上げられて2022年に88%となっている。①②いずれも2025年に100%となる予定。

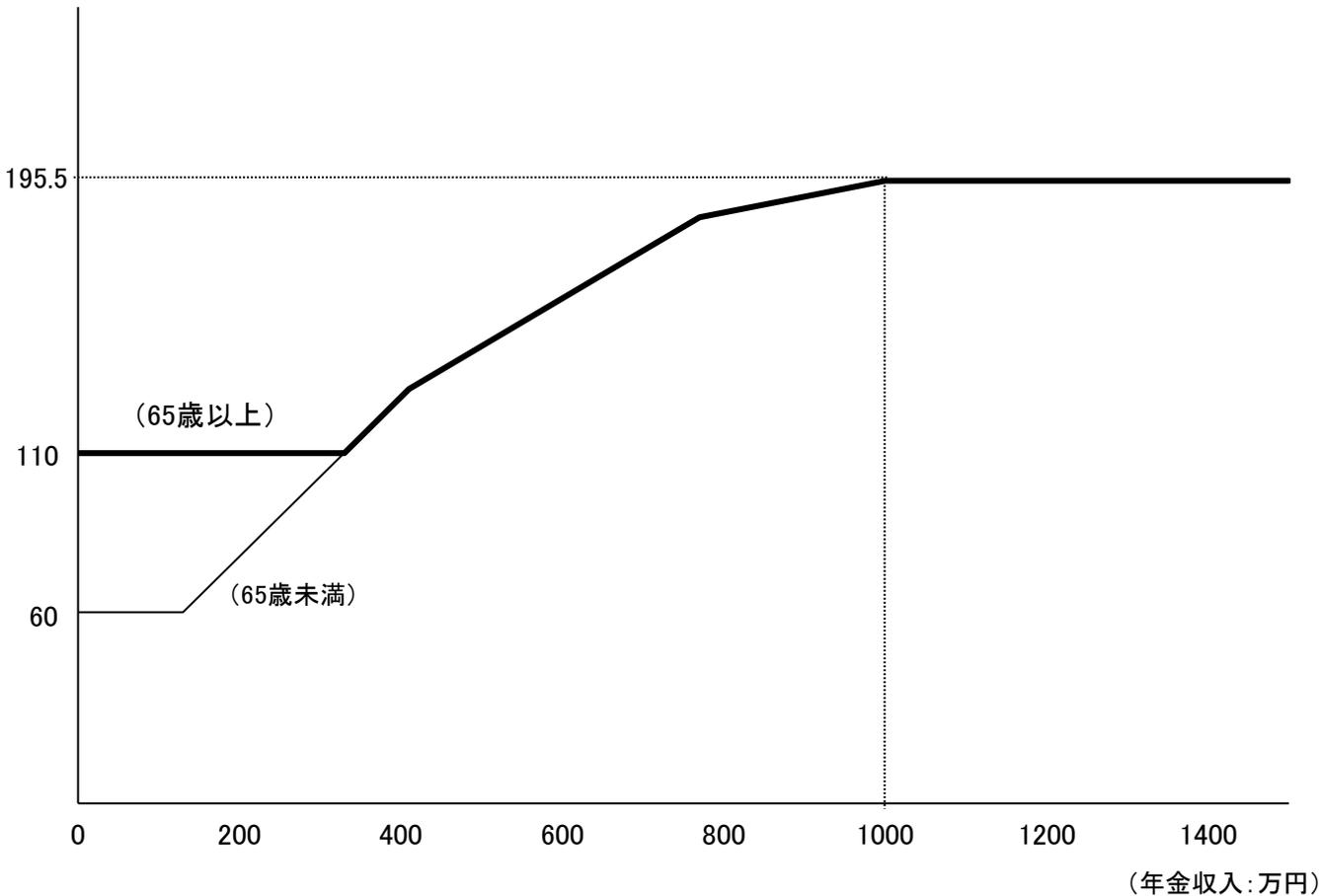
(注5) 受給が開始された年度に応じて、給付額の一定部分が課税対象となる（受給開始が2005年以前の納税者は課税対象となる割合が50%、2006年以降の納税者は50%から毎年上昇（2022年は82%。2040年に100%となる予定））。また、当該部分について、他のタイプの年金給付の課税対象部分と併せて、年102ユーロの控除が認められる。

(注6) 年金額に対する10%の控除（世帯構成員一人あたり最低控除額400ユーロ、世帯あたり控除限度額3,912ユーロ）が認められる。

公的年金等控除制度の概要

- 対象とされる公的年金等の範囲（次の制度に基づく年金）
 - ・ 国民年金
 - ・ 厚生年金
 - ・ 厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金 等

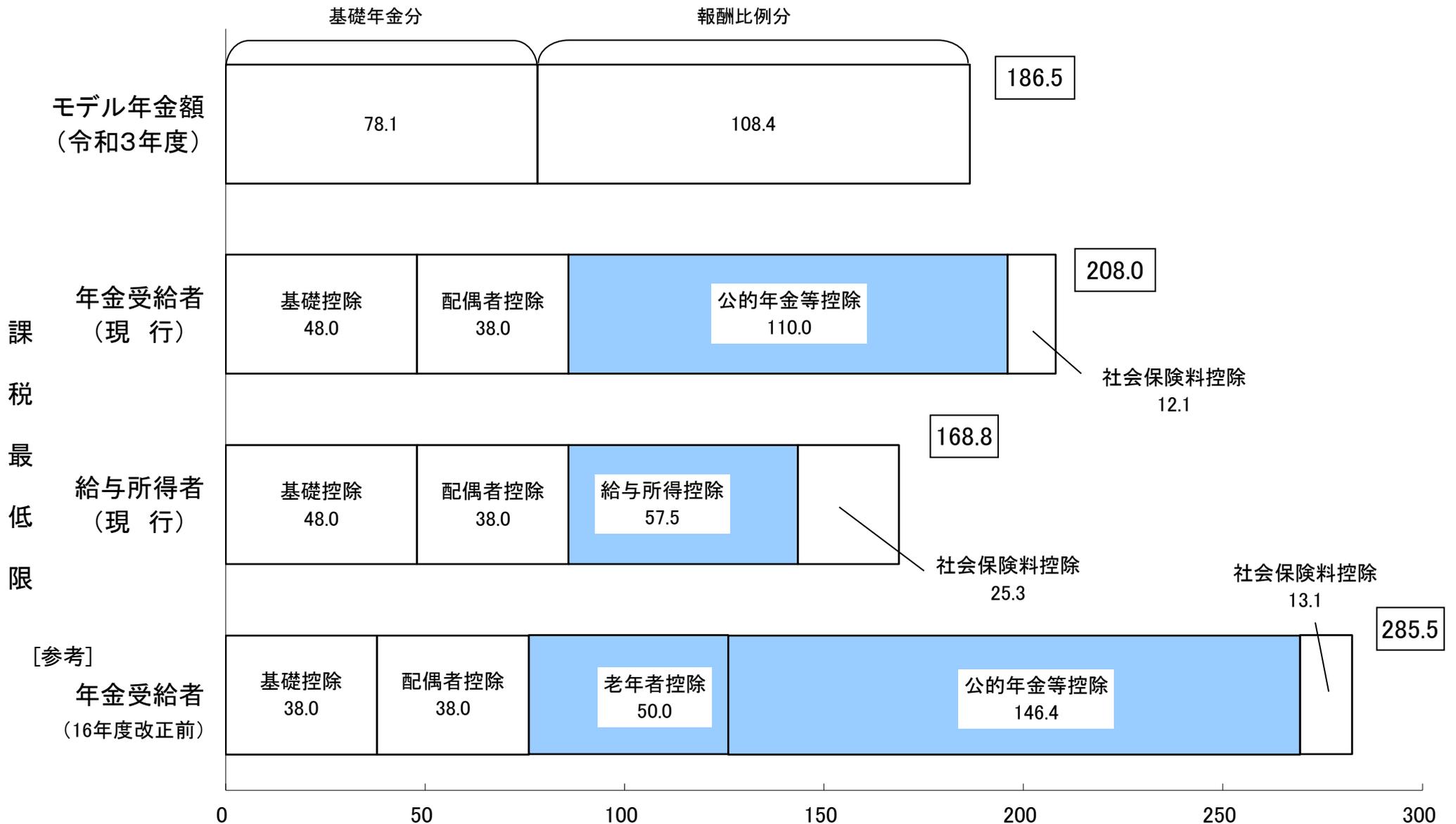
（控除額：万円）



公的年金等控除額

〔①+②〕又は③の大きい額	
①定額控除	40万円
②定率控除	
（50万円控除後の年金収入）	
360万円までの部分	25%
720万円までの部分	15%
950万円までの部分	5%
③最低保障額	
65歳以上の者	110万円
65歳未満の者	60万円
（注）年金以外の所得が1,000万円超の者は10万円、2,000万円超の者は20万円、控除額を引き下げる。	

モデル年金額と課税最低限



(注1) モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマンの受け取る年金額（令和3年度物価スライド実施後）である。
 (注2) 年金受給者の課税最低限については、本人は65歳以上、配偶者は70歳未満として計算している。
 (注3) 課税最低限の算出に当たっては、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

確定給付企業年金と確定拠出年金の受給の形態

- 確定給付企業年金・確定拠出年金ともに、相当数が一時金受給を選択している。特に確定拠出年金では、企業型・個人型ともに9割程度と、この傾向が顕著である。
- これは、我が国では退職一時金制度が先行して普及・慣行化した経緯があること、受給者にとっても退職時に多額の一時金を必要とするニーズがあること、年金と一時金に対する社会保障制度や税制の違いがあること、確定拠出年金は個人の資産額が少額のケースが多いこと等、様々な要因があると指摘されている。

<新規受給者数ベースでみた老齢給付金における年金・一時金の選択状況>

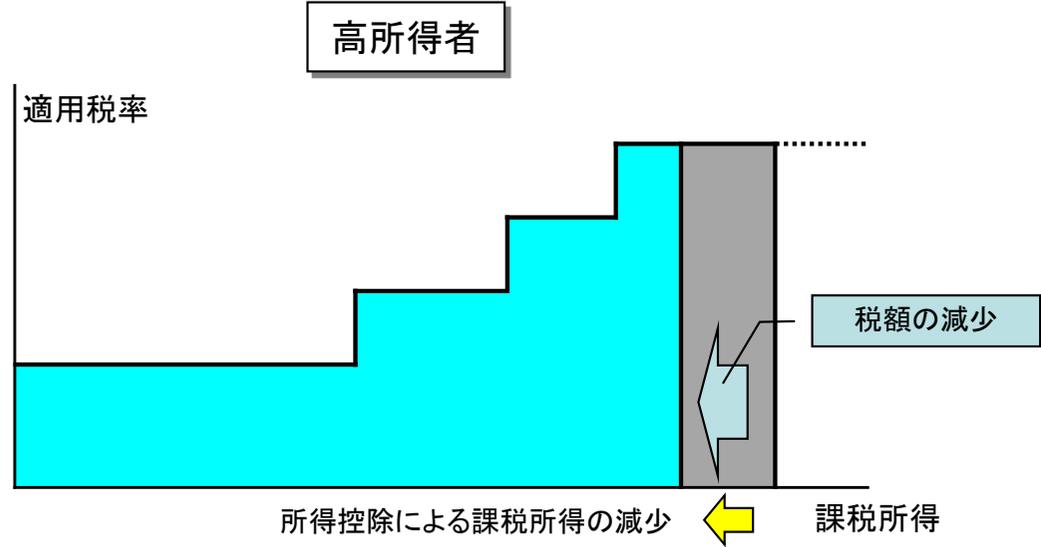
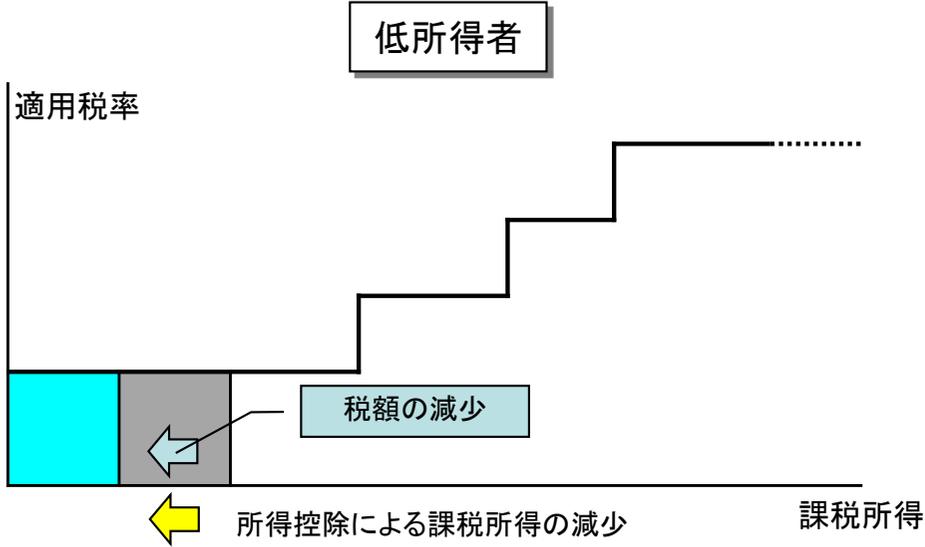
	確定給付企業年金	確定拠出年金	
		企業型	個人型
年金	24%	5%	10%
年金と一時金(併給)	8%	1%	1%
一時金	68%	94%	89%

(出所) 確定給付企業年金は、厚生労働省「平成30年就労条件総合調査」の特別集計により作成
 確定拠出年金は、記録関連運営管理機関による調査(平成30年度)を基に作成

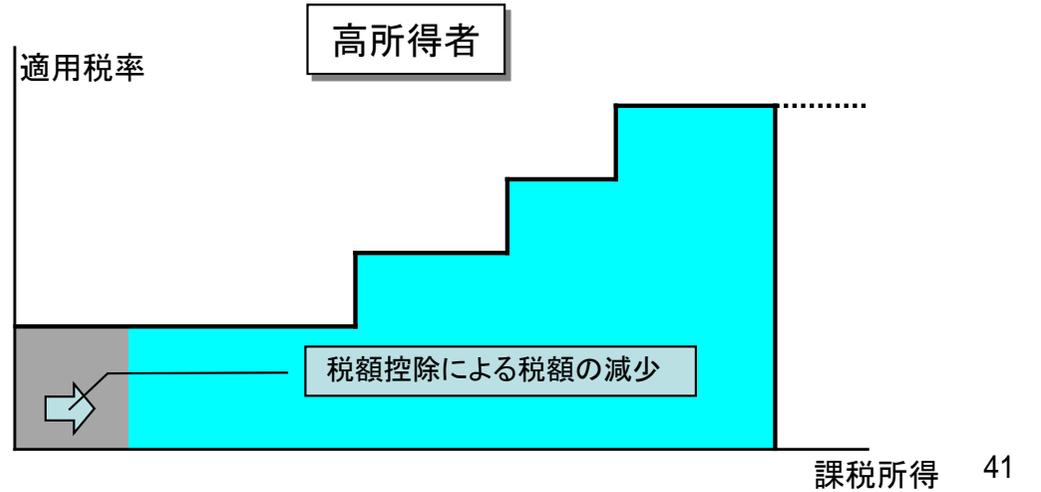
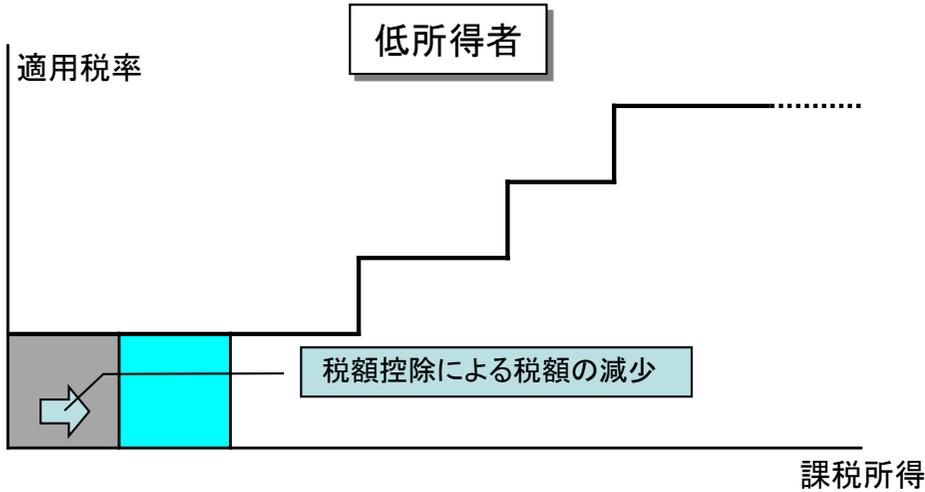
4. 所得再分配機能に係るこれまでの 対応について

所得控除と税額控除に関するこれまでの指摘（平成19年11月政府税調答申）

所得控除 考え方：従来から、家族構成等の納税者の個々の事情に関し、納税者の担税力の減少に配慮するという考え方から、一定額を所得から差し引く所得控除による対応を基本としてきている。
 税負担面：高所得者ほど税負担軽減額が大きい



税額控除 考え方：税額から一定額を差し引く負担調整の仕組みであり、財政的支援としての性格が強いものである。
 税負担面：基本的に所得水準にかかわらず税負担軽減額を一定とすることができる。



所得控除方式に代わる諸外国の制度(例)

① 所得控除

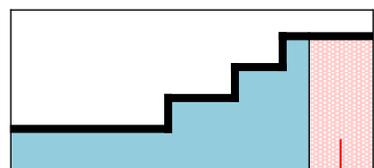
所得金額から控除を行うことで一定金額までの所得について税負担を求めないこととする方式



所得控除



累進税率を適用



負担軽減

高所得者ほど大

② ①ゼロ税率 (ドイツ・フランス)

課税所得の一部にゼロ税率を適用することにより税負担を求めないこととする方式



||



所得控除なしで累進税率を適用



負担軽減

所得水準によらず一定

③ ②税額控除 (カナダ)

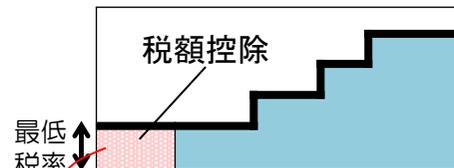
一定の所得金額に最低税率を乗じた金額を税額から控除することにより税負担を軽減する方式



||



所得控除なしで累進税率を適用

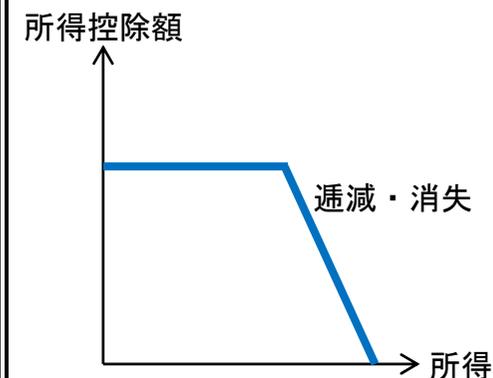


負担軽減

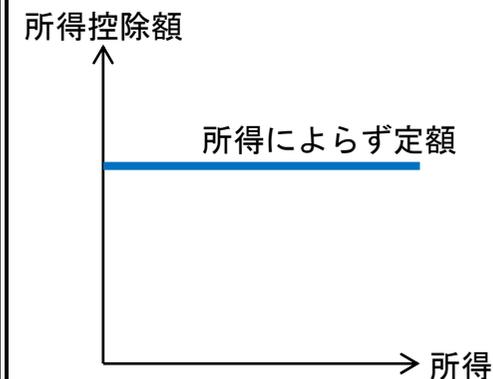
所得水準によらず一定

④ ③所得控除 (アメリカ・イギリス)

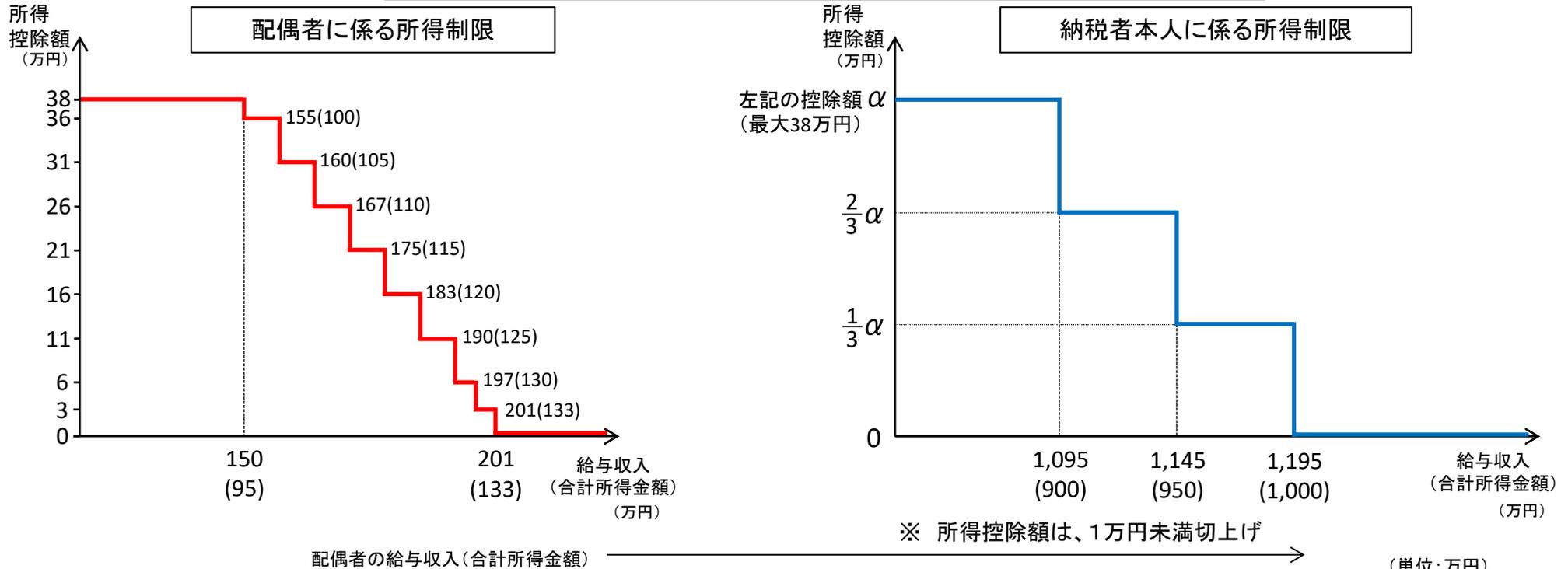
所得控除額に一定の上限を設け所得の増加に応じて控除額を逡減・消失させる方式



所得控除



配偶者控除等の控除額を納税者本人の所得に応じて 逡減・消失させていく仕組み（平成29年度改正）



	配偶者控除 ※	配偶者特別控除										
	~103 (~48)	~150 (~95)	~155 (~100)	~160 (~105)	~167 (~110)	~175 (~115)	~183 (~120)	~190 (~125)	~197 (~130)	~201 (~133)	201~ (133~)	
納税者本人の給与収入 (合計所得金額)	~1,095 (~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
	~1,145 (~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
	~1,195 (~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
	1,195~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①~1,095万円(~900万円)の場合、控除額48万円、②1,095~1,145万円(900~950万円)の場合、控除額32万円、③1,145万円~1,195万円(950~1,000万円)の場合、控除額16万円、④1,195万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

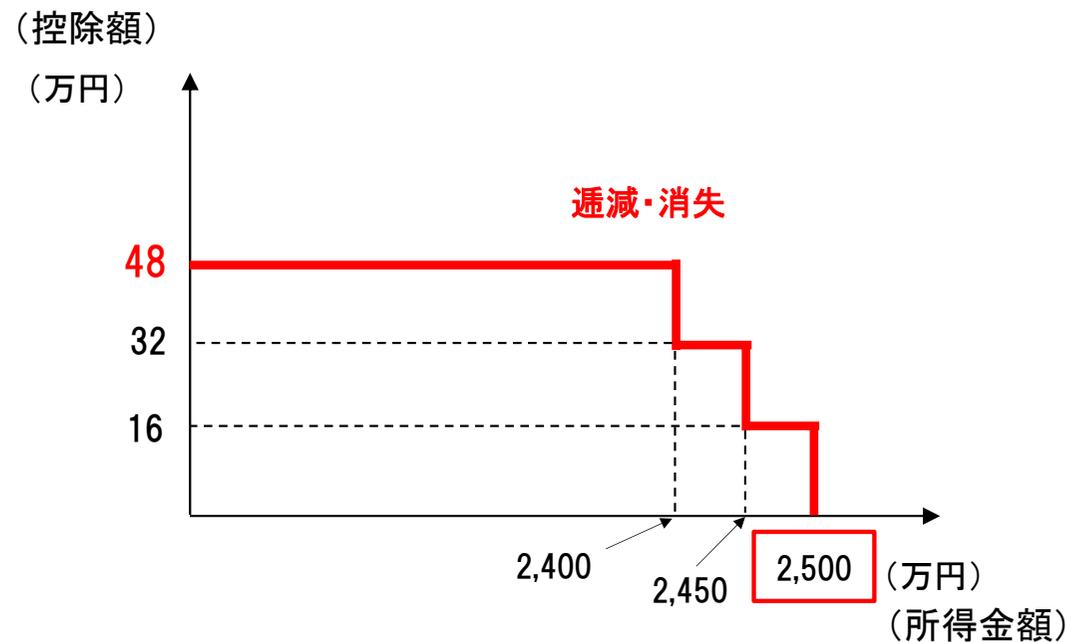
(注) 納税者本人の給与収入の計算にあたっては、所得金額調整控除(給与収入が850万円超で、23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族等を有する者等について適用)の適用がないものとしている。

基礎控除の適正化（平成30年度改正）

- 基礎控除は生活保障的意味合いから設けられているが、所得が高いほど税負担の軽減額が大きい。
- 生活に十分余裕のある者には措置する必要はないという考えに基づき、控除額について、所得2,400万円超から逡減、2,500万円超(0.3%)で消失させる。

[令和2年(2020年)分以後の所得税について適用]

見直し後



※ 個人住民税の基礎控除額は、それぞれ43万円、29万円、15万円。

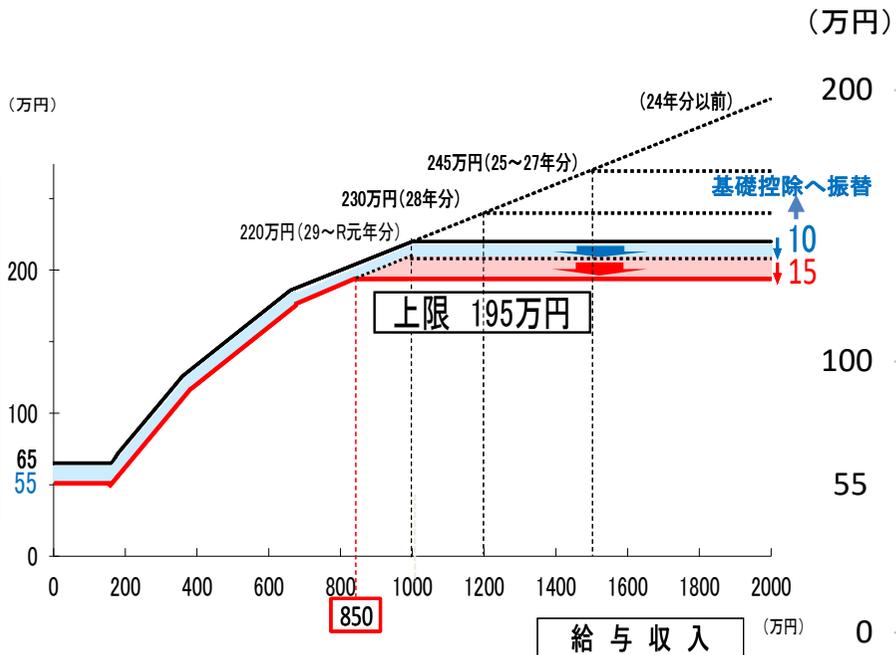
所得制限のある所得控除

	創設年 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本人の所得要件
			所 得 税	住 民 税	
基礎控除	昭和22年 (1947年)	本人	最高48万円	最高43万円	合計所得金額2,500万円以下 (2,400万円超から控除額が逡減)
配偶者控除	昭和36年 (1961年)	生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者	最高38万円	最高33万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が逡減)
配偶者特別控除	昭和62年 (1987年)	生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円を超え133万円以下である配偶者を有する者	最高38万円	最高33万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が逡減)
寡婦控除	昭和26年 (1951年)	①夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 ②夫と死別した後婚姻をしていない者 ※ひとり親に該当する者は除く ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	27万円	26万円	合計所得金額500万円以下
ひとり親控除	令和2年 (2020年)	現に婚姻をしていないもので、かつ、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する者 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	35万円	30万円	合計所得金額500万円以下

給与所得控除の適正化

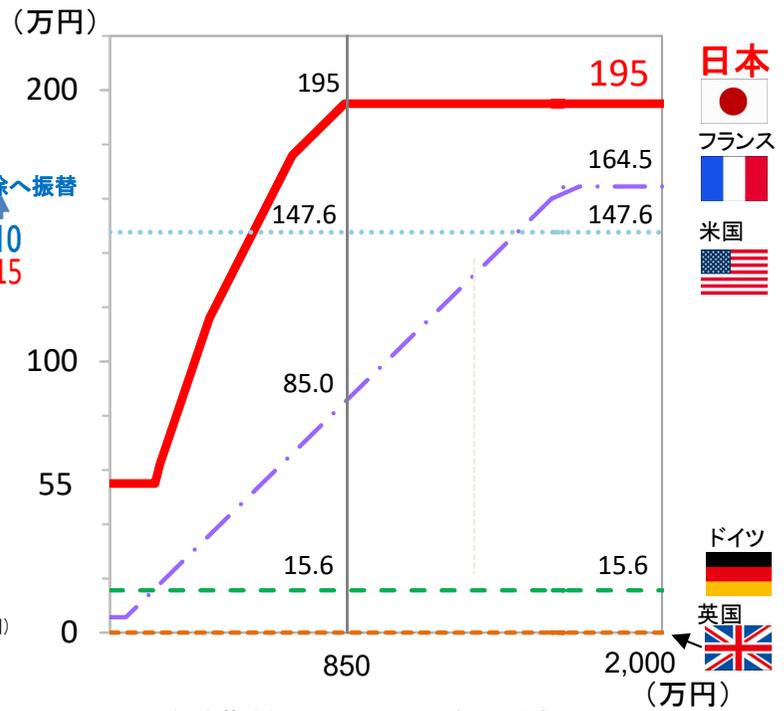
- 給与所得控除は、勤務関連経費を大幅に上回る水準。主要国の水準と比べても圧倒的に高い。
- 「控除額を主要国並みに漸次適正化する」との方針の下、近年、上限を引き下げてきたところ。
 (給与1,500万円→1,200万円→1,000万円→850万円)
 【平成28年分～】 【平成29年分～】 【令和2年分～】

平成30年度改正 (令和2年分から適用)



(注) 子育て世帯等には、改正による負担増が生じないよう、所得金額調整控除(最大15万円)の適用がある。

給与所得控除の国際比較



(注) 米英独仏については、2022年1月現在。

会社員の経費

「家計支出」のうち、会社員の勤務関連経費と考えられる支出品目を幅広く抜き出し、計算

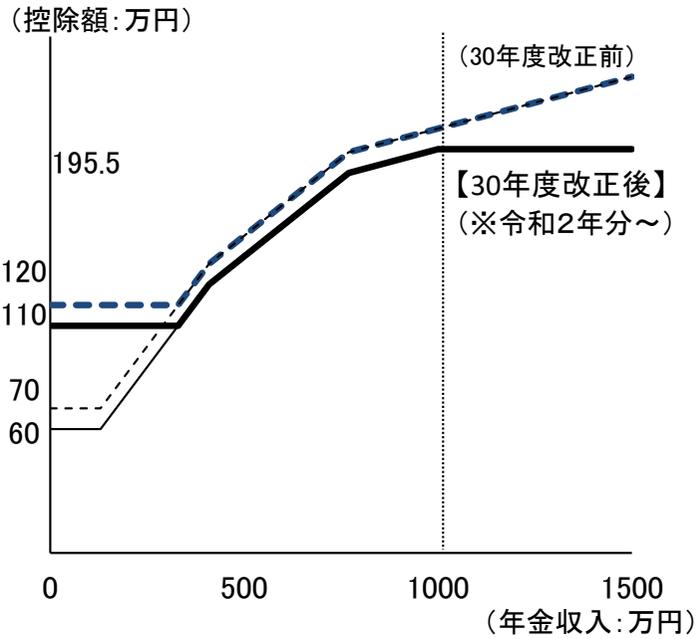
	世帯年収	会社員の勤務関連経費 (注)
平均	731万円	20.4万円
年収5分位階級の最上位平均 (962万円以上)	1,184万円	28.8万円

(注) 衣料品、身の回り品、理容・洗濯、文具、新聞・書籍、ごっこい、つきあい費 (家計調査調べ)

公的年金等控除の適正化

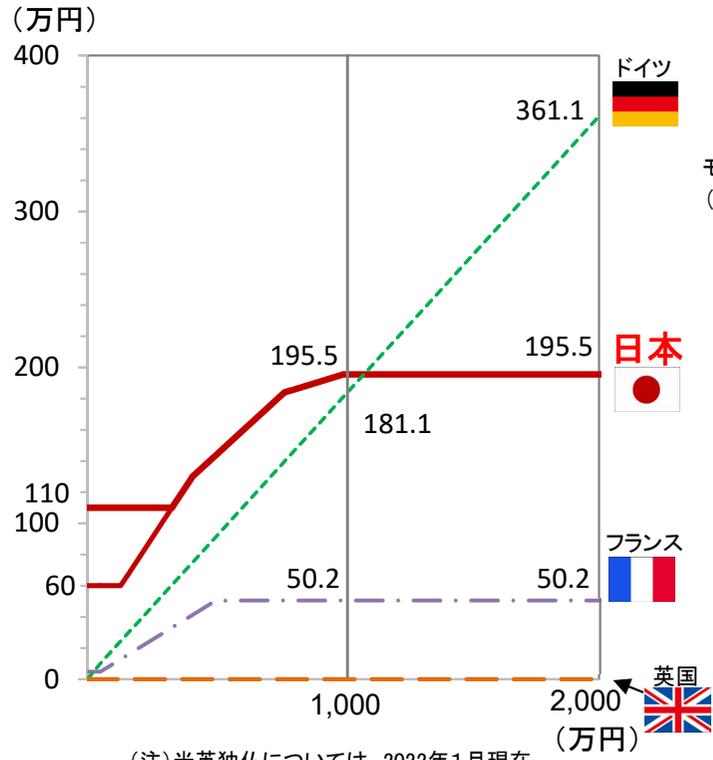
- 公的年金等控除は、年金以外の所得がいくら高くても、年金のみで暮らす者と同じ控除が受けられる制度となっていた。
 - 平成30年度税制改正において、公的年金等控除について、
 - ① 公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に上限を設けることとされ、
 - ② 年金以外の所得が1,000万円超の年金受給者(0.5%)の控除額を引き下げることとされた。
- [令和2年分以後の所得税について適用]

平成30年度改正(65歳以上の場合)



(注) 年金以外の所得が1,000万円超の者は10万円、2,000万円超の者は20万円、控除額を引き下げ。

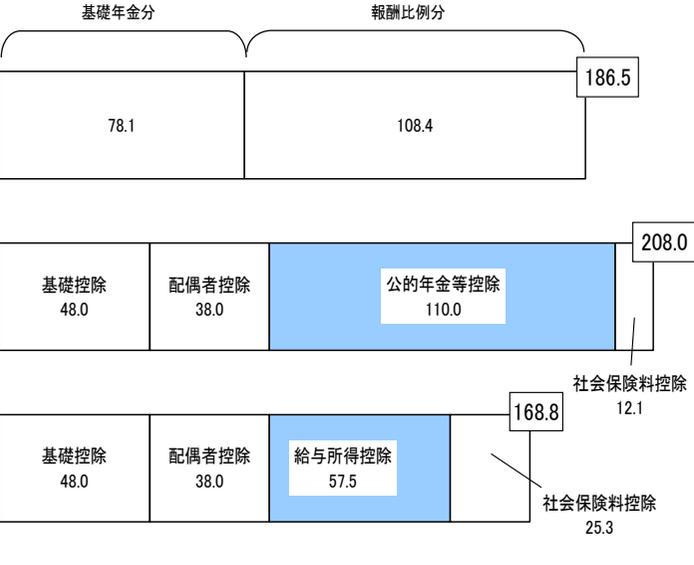
公的年金等控除の国際比較



(注) 米英独仏については、2022年1月現在。

モデル年金額と課税最低限

※モデル年金額：平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマンの受け取る年金額



- (注1) 年金受給者の課税最低限については、本人は65歳以上、配偶者は70歳未満として計算している。
- (注2) 課税最低限の算出に当たっては、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

5. 記帳水準の向上等について

記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性

複式簿記の普及・一般化

記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化やバックオフィスの生産性向上、金融機関との資金繰り相談や取引関係の構築などにおける信頼の確保・向上の観点からも重要である。また、会計ソフトなどのICT技術の活用によって、簿記会計の専門知識を有さない納税者においても、大きな手間や費用をかけずに複式簿記による記帳や帳簿等の電子化を行うことが可能な環境が整ってきている。

このような状況を踏まえ、複式簿記による記帳を更に普及・一般化させる方向で、納税者側での対応可能性も十分踏まえつつ、所得税の青色申告制度の見直しを含めた記帳水準向上についての議論を進めていく。

(出典) 令和3年11月19日「政府税制調査会第6回総会」提出資料より

個人事業者の記帳制度の概要

- 個人事業者の所得額が正しく計算・申告されるためには、納税者が正規の簿記で記帳を行い、所得額を資産項目から検証できることが望ましい。ただし、小規模事業者の事務負担への配慮から、簡易な簿記等のほか白色申告も認められている。
- 適正な記帳と申告を促すため、青色申告には様々な税制上の特典等が与えられている。
- 青色申告に係る要件の遵守を担保するため、青色申告承認取消しの制度がある。

区分	青色申告			白色申告
	正規の簿記	簡易な簿記	現金主義	
I. 申告者	青色申告承認申請書を提出した事業所得者		左記のうち現金主義の申請書を提出した小規模事業所得者（前々年分の所得が300万円以下）	青色申告承認申請書を提出していない事業所得者
II. 記帳義務 (1) 作成すべき帳簿	仕訳帳 総勘定元帳	現金出納帳 経費帳 固定資産台帳 売掛帳、買掛帳	現金出納帳 経費帳 固定資産台帳	売上帳 経費帳
(2) 貸借対照表(BS) 損益計算書(PL)	BS及びPL	PLのみ		収支明細書
III. 税制上の特典等 (1) 青色申告特別控除	・65万円(e-Tax・電子帳簿※) ・55万円(上記以外)	10万円		—
(2) 事業専従者控除等	<青色事業専従者給与> ・事前に提出された届出書に記載された金額の範囲内で必要経費に算入可			<事業専従者控除> ・配偶者 : 86万円 ・それ以外 : 50万円
(3) 純損失の繰越控除	○			被災事業用資産の損失の金額及び変動所得の金額の計算上生じた損失の金額については、繰越控除が可能
(4) 純損失の繰戻還付	○			×

(※) 訂正等の履歴が残ること等の要件を満たす事後検証性の高い電子帳簿(いわゆる「優良な電子帳簿」)に適用。

個人事業者の申告状況：事業収入別（平成30年分）

- 平成30年分の確定申告を行った個人事業者の申告状況は、青色申告6割（正規簿記3割、簡易簿記3割）、白色申告4割となっている。
- 事業収入別にみると、個人事業者のうち78.8%が事業収入1,000万円以下の小規模事業者。白色申告者の93.3%（全体の37.3%）は小規模事業者。
- 事業収入が1億円を超える規模の個人事業者の中にも、白色申告の者が存在する。

事業収入階級	青色申告		白色申告	合計
	正規簿記	簡易簿記 (現金主義を含む(注))		
1円～1,000万円	17.3%	24.2%	37.3%	78.8%
1,000万円～5,000万円	10.0%	5.5%	2.5%	18.1%
5,000万円～1億円	1.5%	0.4%	0.1%	2.1%
1億円～	0.8%	0.2%	0.1%	1.1%
合計	29.7%	30.3%	40.0%	100%

(注)事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度。
(出所)国税庁調

個人事業者の申告状況：年齢別（平成30年分）

- 個人事業者全体のうち47.6%が60代以上の高齢者（60代25.3%、70代以上22.3%）。
- 60代以上の高齢者のうち4割強が白色申告者（60代43.1%、70代以上42.2%）。
- 20代以下の個人事業者は53.1%が白色申告者。

	青色申告		白色申告	合計
	正規簿記	簡易簿記 (現金主義を含む(注))		
20代以下	0.7%	0.8%	1.7%	3.2%
30代	3.9%	2.9%	4.1%	11.0%
40代	7.2%	5.0%	6.5%	18.7%
50代	6.5%	5.6%	7.4%	19.5%
60代	6.6%	7.8%	10.9%	25.3%
70代以上	4.7%	8.2%	9.4%	22.3%
合計	29.7%	30.3%	40.0%	100%

(注) 事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度。

(出所) 国税庁調

参 考 资 料

所得税の課税最低限の推移

(単位:万円)

	単身	夫婦のみ	夫婦子1人 【中学生】	夫婦子2人		備考
				【大学生+中学生】	【大学生+高校生】	
昭和62年	96.7	155.1	209.1	261.5	261.5	配偶者控除臨時加算(昭和62年のみ) 配偶者特別控除の創設(昭和62年のみ 経過措置による減額調整)
63		155.6	209.5	261.9	261.9	
平成元年	107.5	192.8	248.4	319.8	334.9	給与所得控除の最低保障額の引上げ 各種人的控除の引上げ
5				327.7	348.6	特定扶養控除の引上げ
7	110.7	209.5	269.8	353.9	375.3	給与所得控除及び各種人的控除の引上げ
10				361.6	389.0	特定扶養控除の引上げ
11			285.7	382.1	402.7	特定扶養控除、年少扶養控除の引上げ
12	114.4	220.0	283.3	384.2	420.0	年少扶養控除の引上げ廃止 (社会保険料控除のモデル計算式の改訂)
16		156.6	220.0	325.0	365.7	配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止
23			156.6	261.6	325.0	年少扶養控除の廃止 特定扶養控除の縮減
27	121.1	168.8	168.8	285.4	354.5	(社会保険料控除のモデル計算式の改訂)

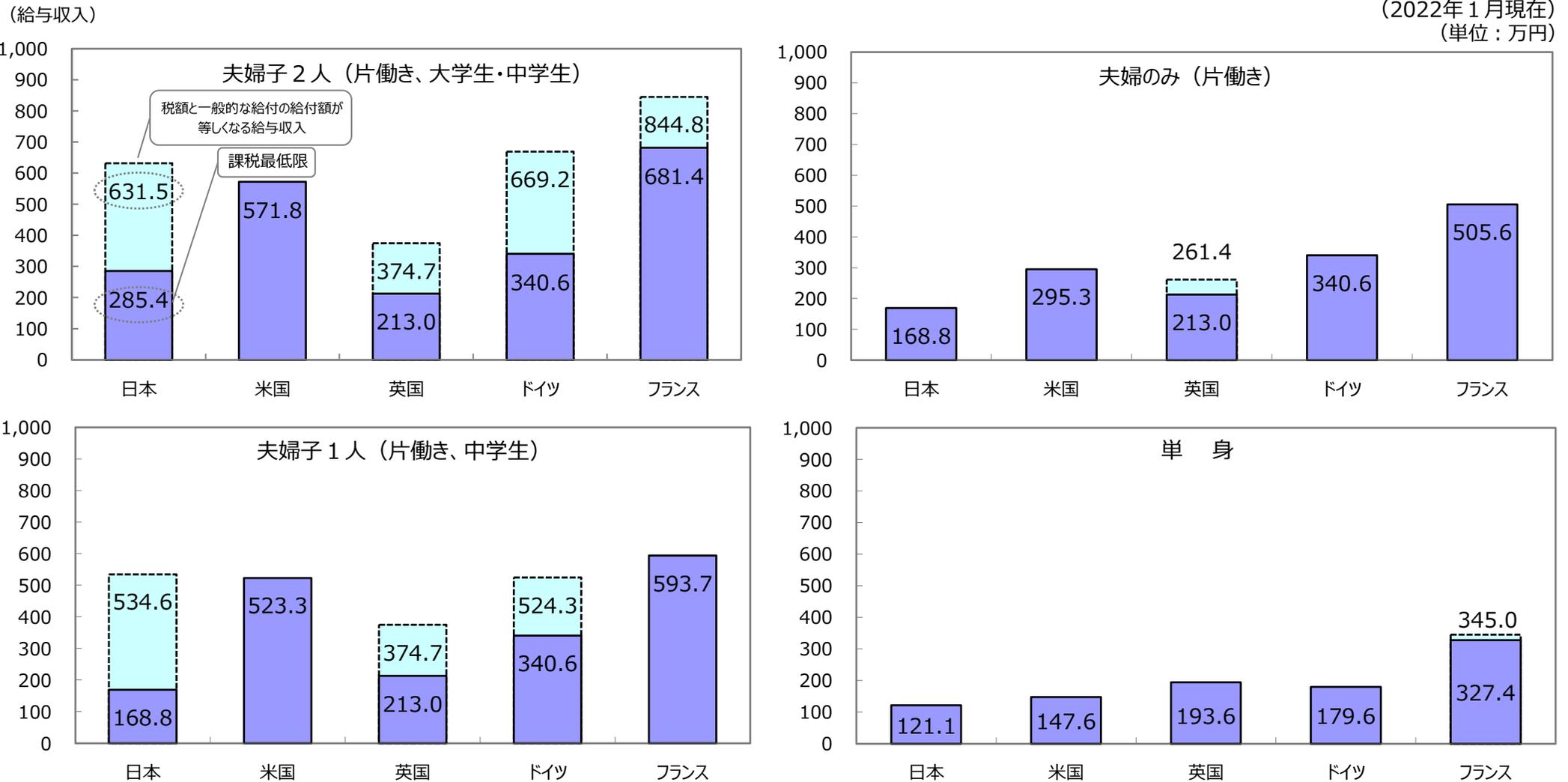
(注1) 夫婦は、夫婦のうちいずれか一方のみが給与所得者の場合である。

(注2) 課税最低限の算出に当たっては、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

(注3) 社会保険料控除のモデル計算式は、平成12年(給与収入の7%→10%)及び平成27年(給与収入の10%→15%)に改訂している。

主要国における所得税の「課税最低限」及び「税額と一般的な給付の給付額が等しくなる給与収入」の国際比較

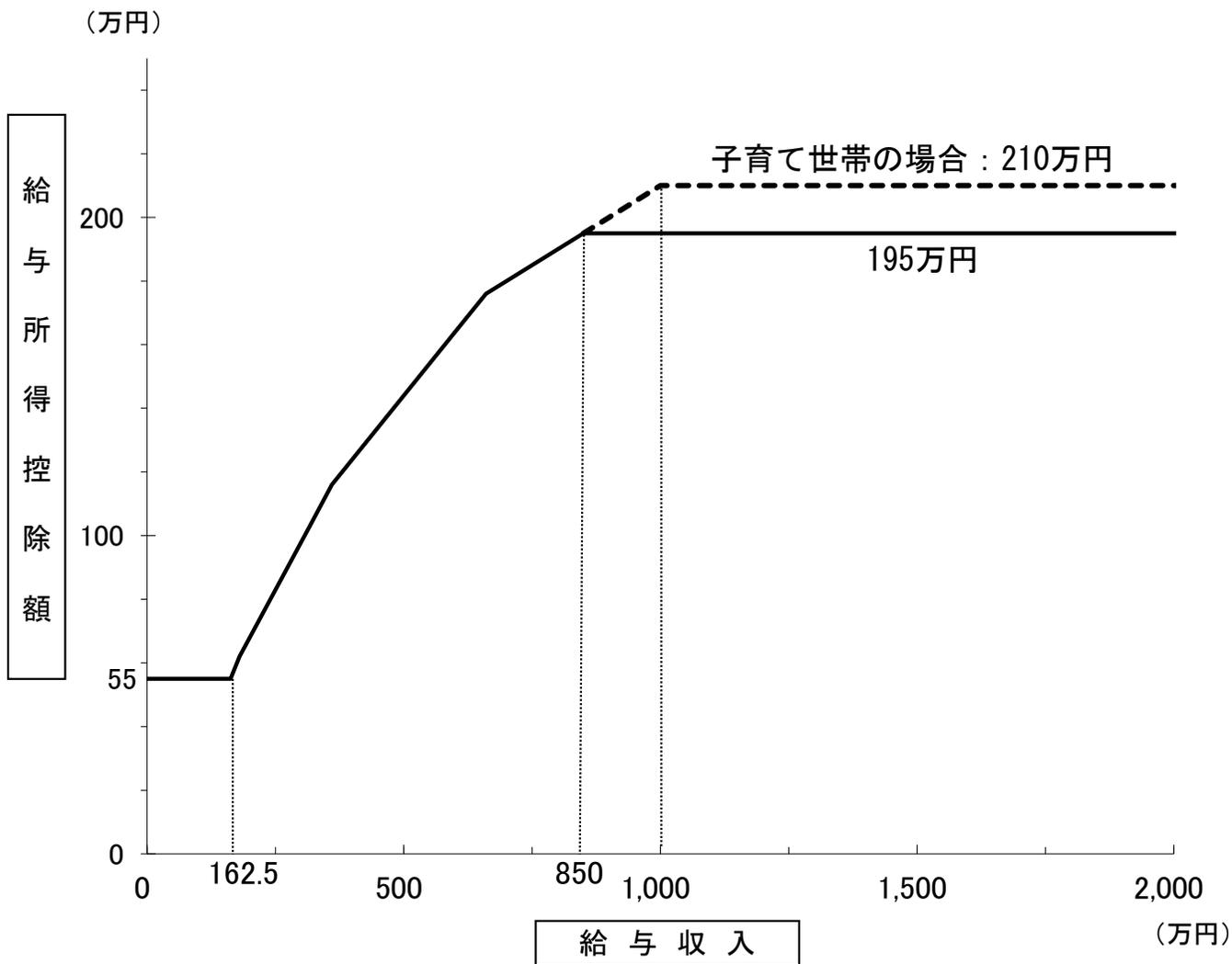
夫婦2人（片働き、大学生・中学生）のケースで、給与所得者の所得のうちその金額までは所得税が課されない給与収入（「所得税の課税最低限」）は日本の場合285.4万円。これに一般的な給付措置を加味した際に、税額が給付額と等しくなる（実質的に負担額が生じ始める）給与収入は631.5万円。主要国における同様の給与収入水準を比較している。



(注1) 所得税額及び給付額の計算においては、統一的な国際比較を行う観点から、一定の家族構成や給与所得を前提として一般的に適用される控除や給付等を考慮している。
 (注2) 比較のため、モデルケースとして夫婦1人の場合にはその子を13歳として、夫婦2人の場合には第1子が就学中の19歳、第2子が13歳として計算している。
 (注3) 日本については、2013年（平成25年）1月からの復興特別所得税を加味していない。
 (注4) 米国の児童税額控除は所得税の税額控除として含まれており、また児童手当制度は設けられていない。英国の夫婦2人及び夫婦1人については、全額給付の児童税額控除・勤労税額控除及び児童手当を含めた場合の数字。なお、フランスの家族手当は子どもが2人以上いる場合に支給される。
 (備考) 邦貨換算レート：1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場；令和4年（2022年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

給与所得控除制度の概要

- 給与所得については、概算控除として給与所得控除の適用がある。
- 控除額は給与収入に応じて逡増（控除額の上限：195万円〔給与収入：850万円超〕（子育て世帯等の場合は210万円〔給与収入：1,000万円超〕））。



給与所得控除額

最低保障額：55万円	
給与収入	控除額
180万円以下	給与収入 × 40% - 10万円
360万円以下	給与収入 × 30% + 8万円
660万円以下	給与収入 × 20% + 44万円
850万円以下	給与収入 × 10% + 110万円
850万円超	195万円

○ 所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものについて、総所得金額の計算上、次の控除額を「給与所得の金額」から控除。

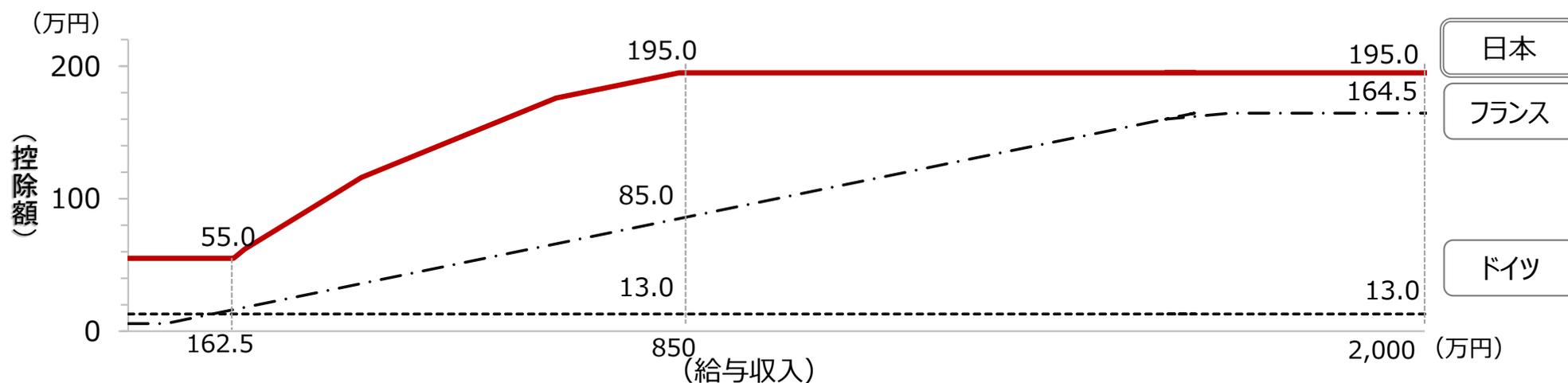
【控除額】

$$[\text{給与収入 (1,000万円を上限)} - 850\text{万円}] \times 10\%$$
【最大15万円】

主要国における給与所得者を対象とした概算控除の概要

(2022年1月現在)

	日本	英国	ドイツ	フランス	(参考) 米国
概算控除	給与所得控除 (定率・上限あり) 給与収入に応じ、4段階の控除率(40%~10%)を適用 最低保障額 55万円 上限 195万円	なし (注1)	被用者概算控除 (定額) (注2) 1,000ユーロ (13.0万円)	必要経費概算控除 (定率・上限あり) (注2) 給与収入(社会保険料控除後)の10% 最低 442ユーロ (5.7万円) 上限 12,652ユーロ (164.5万円)	概算控除 (定額) (注2) 12,950ドル (147.6万円) ※医療費控除や寄附金控除等の各種所得控除を含む性格の概算控除であり、給与所得者に限らず適用。 ※2025年までの時限措置として、人的控除も統合。



(注1) 給与所得者のみを対象とした概算控除制度は設けられていない。一方で、職務上の旅費等について、実額控除が認められている。

(注2) 概算控除制度と実額控除制度との選択制とされている。

(注3) 上記のグラフは、日本は給与所得控除額、ドイツは被用者概算控除額、フランスは必要経費概算控除額を記載している。

(注4) グラフ中の数値は、給与収入850万円及び2,000万円の場合の各国の控除額である。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=114円、1ユーロ=130円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年(2022年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

公的年金等控除に係る答申での整理

● 昭和41年12月 長期税制のあり方についての中期答申

まさに退職所得は老後の生活保障的な最後の所得であることにかんがみ、その担税力は他の所得に比べてかなり低いと考えられるので、できるだけ早い機会にその控除額を定年退職者の平均的な退職所得の水準程度まで思い切って引き上げることが望ましい。なお、その際控除の仕組みについては、永年勤続者をより優遇する意味から、勤続年数に応じて順次控除額を増やし、通常定年に達すると思われる勤続年数の退職者で最高の控除額を保障するような仕組みとすることが必要であろう。

● 昭和61年10月 税制の抜本的見直しについての答申

公的年金の受給者は、経済的稼働力が通常減退する局面にある高齢者であること等を考慮すれば、基本的には現行程度の水準を維持することが適当であると考える。

公的年金の受給者の中には、他の所得が相当の水準にある者もいると認められることからすれば、公的年金であるが故に多額の控除を設けることは負担の公平の観点からみて問題なしとしない。さらに、高齢者雇用の進展等高齢者の所得稼働の形態の多様化が今後一層進むと見込まれることを踏まえれば、公的年金に対する負担調整措置と老年者に対する税制上の配慮について整序を図ることが適当であり、（略）

公的年金は、通常、経済的稼働力が減退する局面にある者の生計手段とするため公的な社会保険制度から給付される年金であること等を考慮すれば、他の所得との間で何らかの負担調整措置が必要とされる事情がある（略）

● 平成14年6月 あるべき税制の構築に向けた基本方針

年金以外に給与を得ている者にとっては、給与所得控除と公的年金等控除が各々適用されることとなっている。

公的年金等控除については、社会保険料控除がある以上、本来不要とも考えられる。しかし、当面、少なくとも世代間の公平を図る観点から、定額控除の割増と老年者控除との関係を整理するなど、大幅に縮減する方向で検討する必要がある。

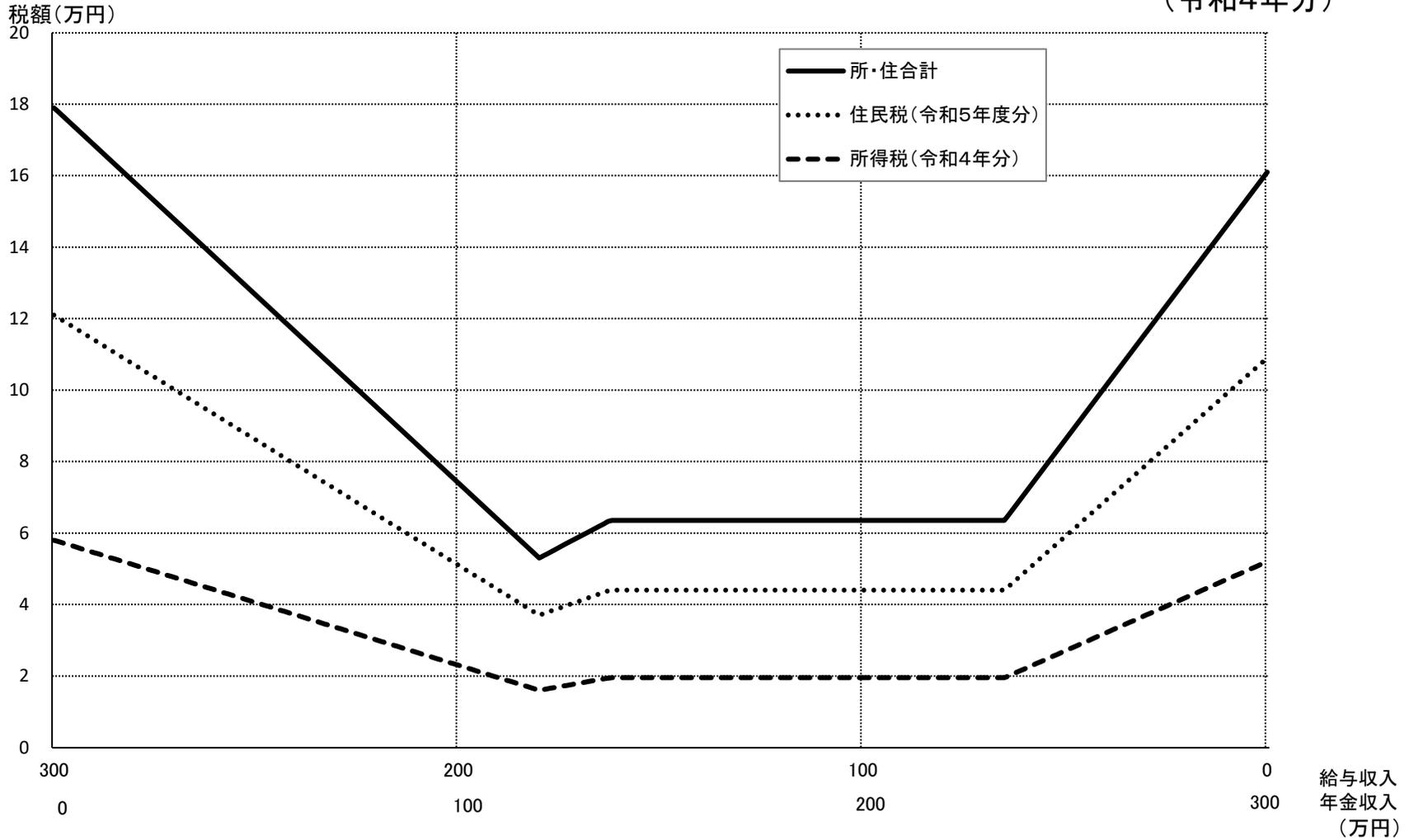
● 平成15年6月 少子・高齢社会における税制のあり方

公的年金収入を課税ベースに取り込み、担税力のある高齢者に現役世代と同じように、能力に応じた負担を適切に求めていくことは、高齢者間のみならず世代間の公平にも資することとなる。

65歳以上の高齢者に対して適用される措置については、低所得者・高所得者に関係なく適用され、「年齢だけで高齢者を別扱いする制度」となっている。さらに、高齢の就業者の増加とともに給与収入を得ながら年金を受給する者が増加しており、これに給与所得控除と公的年金等控除が各々適用され、課税ベースの脱漏が生じている。

給与収入と年金収入を有する場合の税負担額(65歳以上・夫婦のみ)

(令和4年分)

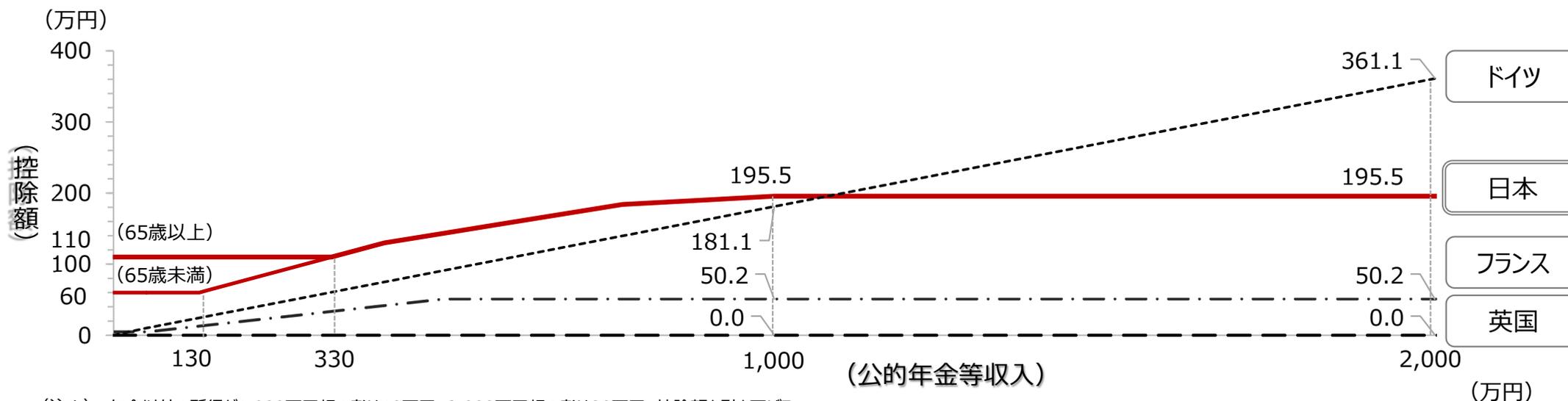


(注) 税額の計算に当たっては、社会保険料控除を考慮していない。

主要国における公的年金等受給者を対象とした控除の概要

(2022年1月現在)

	日本	英国	ドイツ	フランス	(参考) 米国
控除	<p>公的年金等控除 (定率・上限あり) (注1)</p> <p>次の①と②の合計額</p> <p>①定額控除 40万円</p> <p>②定率控除</p> <p>50万円控除後の年金収入に応じ、3段階の控除率(25%、15%、5%)を適用</p> <p>最低保障額 110万円 (65歳未満:60万円)</p> <p>上限 195.5万円</p>	なし	<p>公的年金等控除 (定額) (注2)</p> <p>102ユーロ(1.3万円)</p> <p>+</p> <p>控除後給付のうち一部が課税対象</p> <p>控除後給付のうち82%が課税対象(注4)</p>	<p>公的年金等控除 (定率・上限あり) (注2、3)</p> <p>公的年金等収入の10%</p> <p>最低 394ユーロ(5.1万円) ※</p> <p>上限 3,858ユーロ(50.2万円)</p> <p>※ 公的年金等収入額が最低控除額を下回る場合、控除額は収入額と等しくなる。</p>	<p>給付額の一部が課税対象</p> <p>給付額の50%とその他所得の合計額が(1)25,000ドル(285万円)超34,000ドル(388万円)以下の場合</p> <p>次のうち少ない方の金額(X)が課税対象</p> <p>①給付の50%</p> <p>②25,000ドルを超える部分の50%</p> <p>(2)34,000ドル超の場合</p> <p>次のうち少ない方の金額が課税対象</p> <p>③給付の85%</p> <p>④34,000ドルを超える部分の85% + (X)の金額又は4,500ドルのうち少ない方の金額</p>



(注1) 年金以外の所得が1,000万円超の者は10万円、2,000万円超の者は20万円、控除額を引き下げる。

(注2) 上記のグラフは、日本は年金以外の所得がない場合の公的年金等控除額、ドイツは公的年金以外の所得がない場合の公的年金控除額、フランスは公的年金等控除額を記載している。

(注3) フランスでは、企業の強制加入年金等も控除の対象となる。なお、退役軍人向けの年金等は非課税。また、ドイツでは、企業年金、私的年金等も控除の対象となる。

(注4) ドイツでは、受給が開始された年度に応じて給付の一定部分が課税対象となる。受給開始が2005年以前の納税者は課税対象となる割合が50%、2006年以降の納税者は50%から毎年上昇し、2040年に100%になる予定(2022年は82%)。

(注5) グラフ中の数値は、公的年金等収入が1,000万円及び2,000万円の場合の各国の控除額である。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=114円、1ユーロ=130円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和4年(2022年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

主要国における配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み等の概要

(2022年1月現在)

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み	配偶者（特別）控除 （最大38万円）	夫婦単位課税 （実質的な二分二乗方式） の選択	婚姻控除 ^{（注1）} （最大19万円）	夫婦単位課税 （二分二乗方式） の選択	世帯単位課税 （N分N乗方式） ^{（注3）}
課税単位	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税 （実質的な二分二乗方式） の選択制	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税 （二分二乗方式） の選択制	世帯単位課税 （N分N乗方式）
（参考） 私有財産制度	夫婦別産制	州により異なる	夫婦別産制	夫婦別産制 ^{（注2）}	法定共通制 ^{（注4）}

（注1） 英国では、自らの基礎控除（12,570ポンド（194万円））；高所得者については控除額が逡減・消失）を全額使い切れなかった場合、その残額（最大1,260ポンド（19万円））を配偶者（給与所得者の場合、給与所得が50,270ポンド（774万円）以下で所得税の基礎税率である20%が適用される者が対象）の基礎控除額に移転することができる。

（注2） ドイツでは、原則別産制。財産管理は独立に行うことができるが、財産全体の処分には他方の同意が必要。

（注3） フランスでは、家族除数（N）は単身者の場合1、夫婦者の場合2、夫婦子1人の場合2.5、夫婦子2人の場合3、以降被扶養児童が1人増すごとに1を加算する。

（注4） フランスでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制（夫婦の共通財産と夫又は妻の特有財産が並存する）。

（備考） 邦貨換算レートは、1ポンド＝154円（裁定外国為替相場：令和4年（2022年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告（抄）

平成 28 年 11 月
政府税制調査会

（参考）いわゆる世帯単位課税に対する考え方については、「一次レポート」(※1)において、以下のようにとりまとめている。

家族の構成等に応じて税負担を調整する仕組みとして、いわゆる世帯単位課税という考え方がある。

（注）世帯単位課税の仕組みとして、2分2乗方式がある。2分2乗方式とは、夫婦の所得を合算し、それを「2分」した金額について税率表を適用して算出した金額を「2倍」して税額を算出する方式。

世帯単位課税の仕組みの一つである2分2乗方式の下では、世帯の所得に応じて適用される累進税率が平均化されるため、

- ・ 「共働き世帯」に比べて「片働き世帯」が有利になること
- ・ 高額所得者に税制上大きな利益を与える結果となること
- ・ 納税者本人が高所得で高い累進税率が適用されている場合には、配偶者が就労して得る所得に対しても高い累進税率が適用され、就労時の所得税負担の増加額が大きいため、配偶者の就労に抑制的な効果が働く可能性があること

等の問題点がある。このため、6月（注：平成26年）にとりまとめた「論点整理」(※2)においても指摘したとおり、個人単位課税を基本とすべきと考えられる。

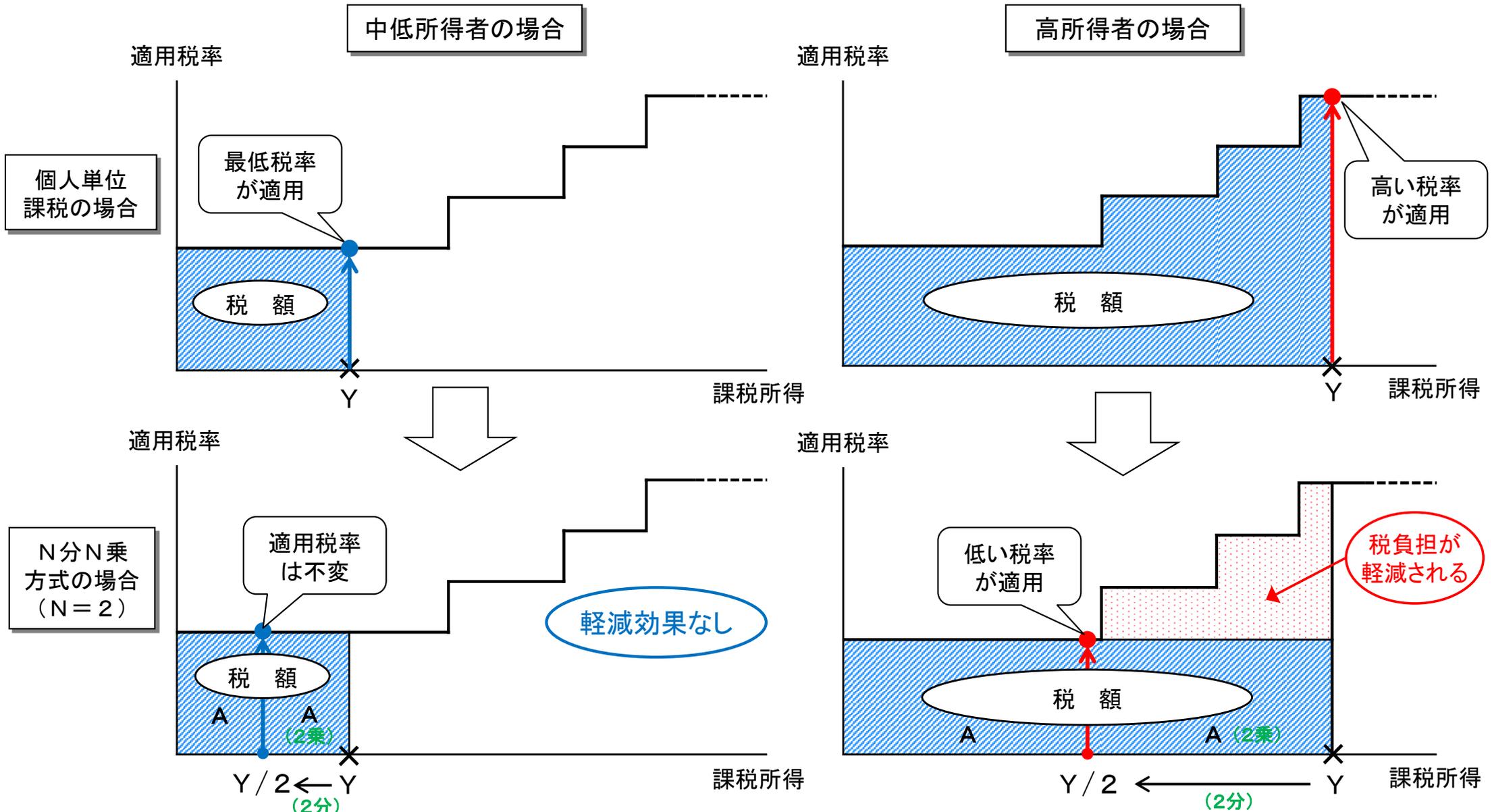
（※1）「一次レポート」：「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」

平成26年11月7日・政府税制調査会

（※2）「論点整理」：「女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討にあたっての論点整理」平成26年6月11日・政府税制調査会

N分N乗(2分2乗)方式の効果(イメージ)

高い税率が適用される高所得者の場合には、所得が分割され、低い税率が適用されることにより税負担が軽減される。他方、もともと最低税率が適用される中低所得者の場合には、所得を分割しても適用税率は変わらないため、税負担の軽減効果がない。



(注) N分N乗方式の基本的構造を示すため、所得控除、税額控除等は捨象している。

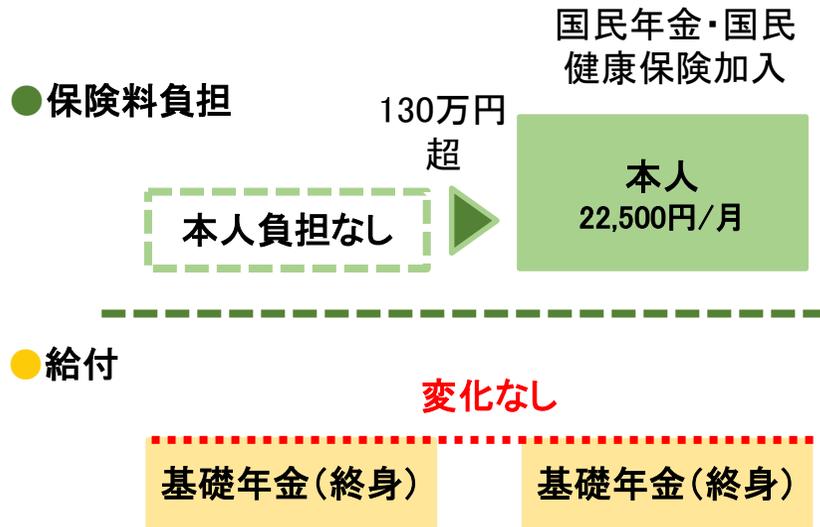
3. 勤労者皆保険の実現・女性就労の制約となっている制度の見直し

- また、女性就労の制約となっていると指摘されている社会保障や税制について働き方に中立的なものにしていくことが重要である。
なお、被用者保険の適用拡大が図られると、女性の就労の制約となっている、いわゆる「130万円の壁」を消失させる効果があるほか、いわゆる「106万円の壁」についても、最低賃金の引上げによって、解消されていくものと見込まれる。
- 多様な働き方に中立的でない扱いは、企業の諸手当の中にも見られる。配偶者の収入要件がある企業の配偶者手当は、女性の就労にも影響を与えている。労働条件であり強制はできないが、こうした点を認識した上で労使において改廃・縮小に向けた議論が進められるべきものと考えられる。

被扶養者認定基準（年収130万円の壁）と被用者保険の適用拡大

- 被用者保険の適用拡大により、被扶養配偶者である短時間労働者が被用者保険加入となった場合、保険料負担が新たに生じるものの、給付も充実するため、年収130万円の被扶養者認定基準を意識せず働くことができるようになる。

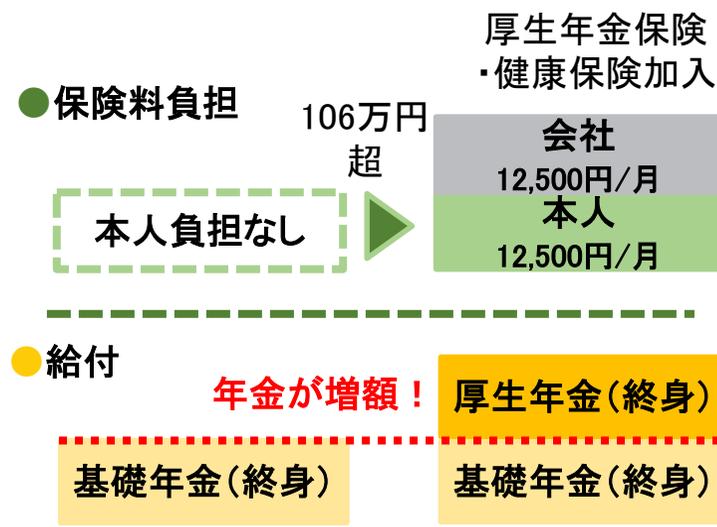
適用拡大前



※金額は、年収130万円の例。

- 年収130万円の被扶養者認定基準を超えて働くと、配偶者の扶養から外れて、国民年金・国民健康保険加入となり、保険料負担が生じる。
 - 一方で、年金給付(基礎年金のみ)や、医療保険の給付は、変わらない。
- ⇒ いわゆる「130万円の壁」として、就業調整する方もおられる。

適用拡大後



※金額は、年収106(月8.8)万円の例。

- 短時間労働者への適用拡大により、所定内賃金が月8.8万円(年収106万円)・所定労働時間が週20時間以上で働くと、配偶者の扶養ではなく、厚生年金・健康保険加入となり、保険料負担が生じるが、事業主が半分を負担。
 - 負担が増える分、給付も増えて、メリットがある。
- ⇒ 被扶養者認定基準を意識せずに働けるようになる。

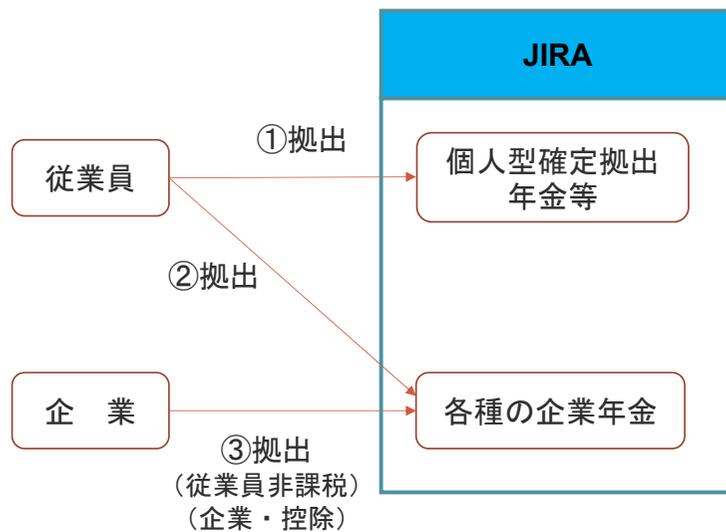
有識者プレゼン：「老後に係る税制の諸課題～日本版個人退職年金勘定（JIRA）の構想～」①

めざすべき将来像（未来のゴール）

- 高齢期における収入に関する課税が、現役時代における働き方や老後への備え方の違い、高齢世帯における収入のあり方の違いなどに左右されない、中立的な税制の構築
- 公的年金とともに、高齢者の生活を支える柱となる各種の年金収入への課税関係を統一

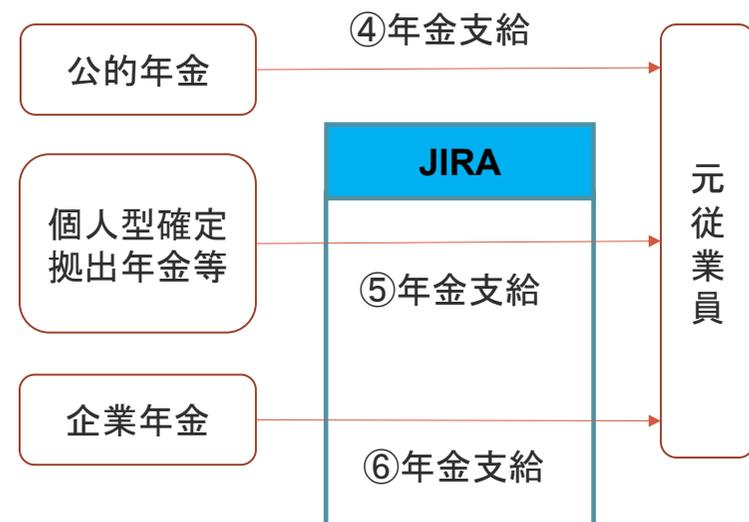
拠出と給付の統合の姿（JIRA）

○ 拠出時



- ①+②について従業員の所得から控除
- JIRAは従業員（国民）1人が1つだけ保有する「拠出の共通枠」
⇒①+②+③について上限を設定・管理

○ 受給時



- ④+⑤+⑥の合計額が元従業員の年金にかかる収入金額となる。
- ⑤+⑥がJIRAからの受給と観念される

※ 政府税制調査会（2020年10月22日）における慶應義塾大学・佐藤英明教授の提出資料を主税局において抜粋、編集したもの。

有識者プレゼン：「老後に係る税制の諸課題～日本版個人退職年金勘定（JIRA）の構想～」②

道程～拠出と給付の統合（日本版個人退職年金勘定：JIRA）

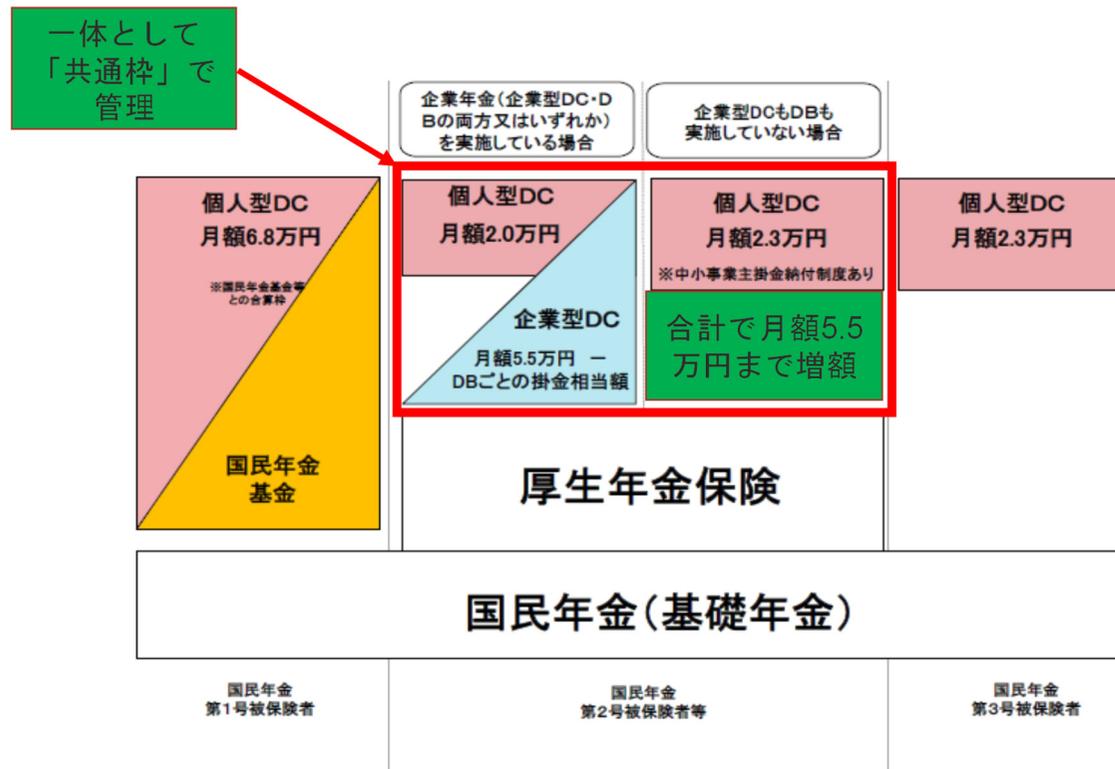
1. 拠出段階

企業年金と個人型確定拠出年金を統合した「拠出の共通枠」を設ける

当面は、2号被保険者の拠出枠を統合して管理する

個人型DCの拠出限度額の見直しの一例 (DBごとの掛金額の実態を反映した場合のDC拠出限度額の全体像(イメージ))

第13回社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2020年8月20日）資料に加筆



- ※ 企業年金(企業型DC・DB)の加入者は、月額2.0万円の範囲内で、かつ、事業主掛金額(企業型DCの掛金額とDBの掛金相当額)との合計が拠出限度額(月額5.5万円)の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。
- ※ マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額(企業型DCの掛金額とDBの掛金相当額)との合計が拠出限度額(月額5.5万円)の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。
- ※ DBについては、拠出限度額はない。DBには、年金払い退職給付を含む。
- ※ DB掛金相当額は、DBごとに給付水準から掛金に相当する額へ換算したものの。

※ 政府税制調査会（2020年10月22日）における慶應義塾大学・佐藤英明教授の提出資料を主税局において抜粋、編集したもの。

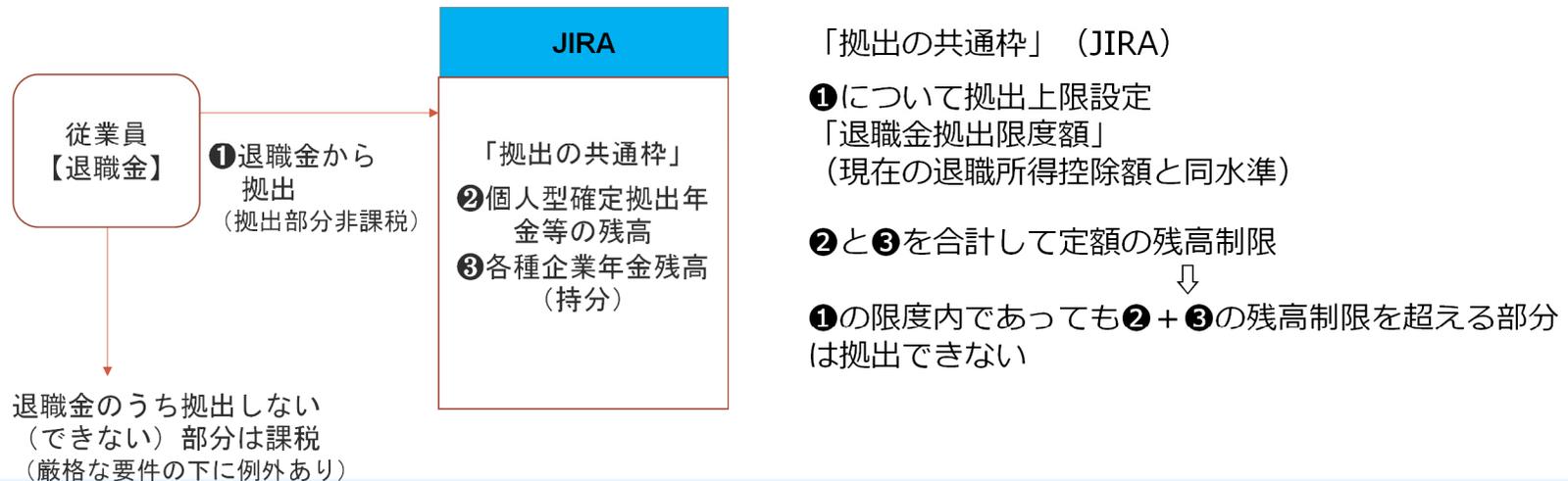
有識者プレゼン：「老後に係る税制の諸課題～日本版個人退職年金勘定（JIRA）の構想～」③

道程～拠出と給付の統合（日本版個人退職年金勘定：JIRA）

2. 給付段階

- 課税は、企業年金等も公的年金等として合計する現行の扱いを維持
 - ・ 確定給付・確定拠出年金等は公的年金を補完する制度
 - ・ 高齢期（特に引退後）の生活の糧として、区別の必要性に乏しい
 - ・ 年金支給時の課税の適正化については、別途検討が必要
- 「年金課税」に統合されない「退職所得」の扱いが重要
- 退職所得課税を「拠出の共通枠」である「日本版個人退職年金勘定（JIRA）」に取り込むことによる解決
 - ・ 通常の拠出限度額とは別枠で、「退職金拠出限度額」を設ける
 - ・ この「退職金拠出限度額」の水準を、現在の定年退職の際の退職所得控除額と同程度の水準とする
 - ・ 年金拠出限度額を超える退職金と、限度額内でも拠出されなかった退職金は受給時に課税

○ 退職時



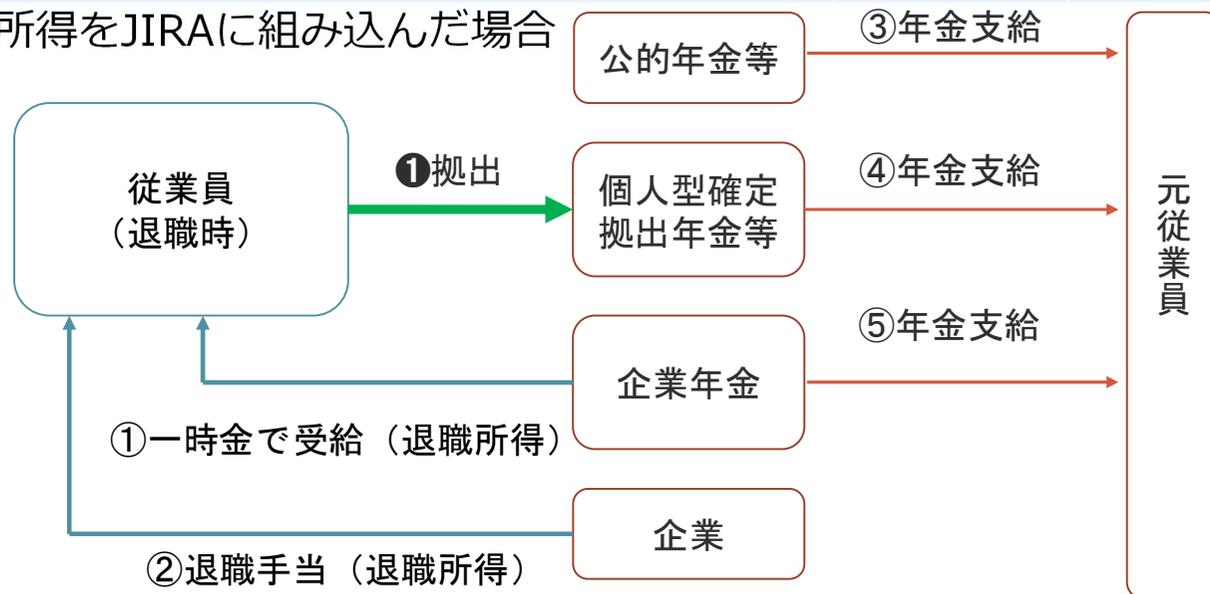
※ 政府税制調査会（2020年10月22日）における慶應義塾大学・佐藤英明教授の提出資料を主税局において抜粋、編集したもの。

有識者プレゼン：「老後に係る税制の諸課題～日本版個人退職年金勘定（JIRA）の構想～」④

道程～拠出と給付の統合（日本版個人退職年金勘定：JIRA）

2. 給付段階

○退職所得をJIRAに組み込んだ場合



- ①、②についても、①拠出された部分は、退職金等受給時に非課税。
- ①拠出を原資とする部分を含め、③+④+⑤が元従業員の年金の収入となる。

結論

○ 高齢期における収入に関する課税が、現役時代における働き方や老後への備え方の違い、高齢世帯における収入のあり方の違いなどに左右されない、中立的な税制の構築が必要。それに向けての動きとしては、

- 当面、企業年金・個人型確定拠出年金等を通じた共通の拠出限度枠と受給時年金課税の制度の整備（退職金からの拠出に関する制度の整備も必要）
- 将来的に1号、3号被保険者も含めた制度とする

⇒「日本版個人退職年金勘定（JIRA）」制度へ

我が国の支払調書等の種類

所得課税に関するもの

- I 利子等、配当、収益の分配等に関するもの（注）
- 1 利子等の支払調書
 - 2 国外公社債等の利子等の支払調書
 - 3 配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書
 - 4 国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書
 - 5 投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書
 - 6 オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
 - 7 配当等とみなす金額に関する支払調書
 - 8 名義人受領の利子所得の調書
 - 9 名義人受領の配当所得の調書
 - 10 上場証券投資信託等の償還金等の支払調書
- II 不動産、株式等の譲渡の対価等に関するもの
- 11 不動産等の譲受けの対価の支払調書
 - 12 株式等の譲渡の対価等の支払調書
 - 13 交付金銭等の支払調書
 - 14 信託受益権の譲渡の対価の支払調書
 - 15 先物取引に関する支払調書
 - 16 金地金等の譲渡の対価の支払調書
 - 17 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書
 - 18 譲渡性預金の譲渡等に関する調書
 - 19 新株予約権の行使に関する調書
 - 20 特定新株予約権の付与に関する調書
 - 21 特定株式等の異動状況に関する調書
 - 22 株式無償割当てに関する調書
 - 23 外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書
 - 24 特定口座年間取引報告書
 - 25 非課税口座年間取引報告書
 - 26 未成年者口座年間取引報告書
- III 給付補填金、利益の分配、償還金、生命・損害保険契約等に関するもの
- 27 定期積金の給付補填金等の支払調書（注）
 - 28 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
 - 29 生命保険契約等の一時金の支払調書
 - 30 生命保険契約等の年金の支払調書
 - 31 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
 - 32 損害保険契約等の年金の支払調書

- IV 報酬等、使用料等、給与、退職金、公的年金等に関するもの
- 33 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
 - 34 保険等代理報酬の支払調書
 - 35 不動産の使用料等の支払調書
 - 36 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
 - 37 給与所得の源泉徴収票（住民税：給与支払報告書）
 - 38 退職所得の源泉徴収票（住民税：退職所得の特別徴収票）
 - 39 公的年金等の源泉徴収票（住民税：公的年金等支払報告書）
- V 非居住者等に関するもの
- 40 非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書
 - 41 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
 - 42 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
 - 43 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
 - 44 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
 - 45 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
 - 46 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
 - 47 非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書
- VI その他
- 48 信託の計算書
 - 49 有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書
 - 50 上場株式等の配当等の支払を受ける大口の個人株主に関する報告書
 - 51 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書

資産課税に関するもの

- 52 生命保険金・共済金受取人別支払調書
- 53 損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書
- 54 退職手当金等受給者別支払調書
- 55 保険契約者等の異動に関する調書
- 56 信託に関する受益者別（委託者別）調書
- 57 教育資金管理契約の終了に関する調書
- 58 結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書

その他

- 59 国外送金等調書
- 60 国外証券移管等調書
- 61 国外財産調書
- 62 財産債務調書

（注）個人が支払を受ける利子等・配当等で源泉分離課税の対象となるものは、調書の提出は不要。

情報照会手続の整備（令和元年度（平成31年度）改正）

(1) 事業者等への協力要請

現在実務上行われている事業者等に対する任意の照会について、他の法律（金商法等）の例を踏まえ、事業者等への協力要請規定を整備する。

(2) 事業者等への報告の求め

高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形により、事業者等に対する情報照会を行うことができることとする。ただし、適正かつ慎重な運用を求める観点から、以下のとおり、照会できる場合及び照会情報を必要最小限の範囲に限定するとともに、相手方となる事業者等が不服申立てを行うことも可能とする。

【イ. 照会できる場合】以下の全てを満たすこと

1. 他の方法による照会情報の収集が困難であること
2. 照会の対象となる取引について、その取引に関する申告漏れの可能性が相当程度認められること(以下の①～③のいずれかに該当する場合)
 - ① 多額の所得(年間1,000万円超)を生じうる取引を行う者について行われた税務調査の結果、半数以上の者において、その取引から生ずる所得等について申告漏れが認められた場合であって、同様の取引により多額の所得を得ていると見込まれる者の調査を実施するとき
 - ② その取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
 - ③ 経済的観点から見て通常であれば採られないような不合理な取引形態が、違法行為の存在を推認させるような場合
3. 照会の対象となる取引を行う対象者の範囲が特定できること
4. その対象者に対する調査のために行われる照会であること
5. 求める情報の範囲や回答期限の設定に当たっては、相手方の事務負担に十分に配慮すること

【ロ. 照会主体】事業者等の所在地の所轄国税局長

【ハ. 照会方法】書面による報告の求め(60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日まで)

【ニ. 照会情報】対象者の氏名(又は名称)、住所(又は居所)、番号(個人/法人) (いずれも、保有している限度で対象とする。)

【ホ. 不服申立て等】報告の求めについて、不服申立てや取消訴訟の対象として位置付け(国税通則法上「処分」として位置付け)

【ヘ. 担保措置】1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(拒否等について、現行の質問検査権拒否等の場合と同様の取扱い)

(注) 上記の改正は、令和2年1月1日から施行する。

2019年	OECD租税委員会の第10作業部会で、プラットフォーム事業者の報告義務に関するモデルルールについての議論を開始。
2020年7月	<u>不動産賃貸及び個人サービス</u> を対象とし、各国が任意で採用できる報告制度の世界標準として、シェアリング・エコノミー及びギグ・エコノミーにおける売主に関するプラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール（以下「モデルルール」という。）を公表。
2021年6月	モデルルールに基づく自動的情報交換の実現に向け、国際的な情報交換のルール（注1）とともに、 <u>商品の販売、移動手段の賃貸</u> についても対象を拡大することができる「 <u>拡張モジュール</u> 」を公表（注2）。

（注1）モデルルールに基づく情報交換の開始時期は未定。

（注2）EUでは、拡張モジュールと同様の範囲を対象として、プラットフォーム事業者からの報告制度を2023年から導入し、EU域内での情報交換を2024年から開始予定。当該報告制度では、EUに税務上の居住地を有するプラットフォーム事業者だけでなく、EU居住者である利用者を有するプラットフォーム事業者であって、EU域内に恒久的施設を有しないもの等も報告義務の対象となる見込み。

EU内と同等の情報が交換できる自動的情報交換の枠組みをEU参加国との間で有している国を居住地国とするプラットフォーム事業者は、報告義務が免除される予定。モデルルール（および拡張モジュール）を採用することによって免除を受けられるかについて、今後、EUが判断する。

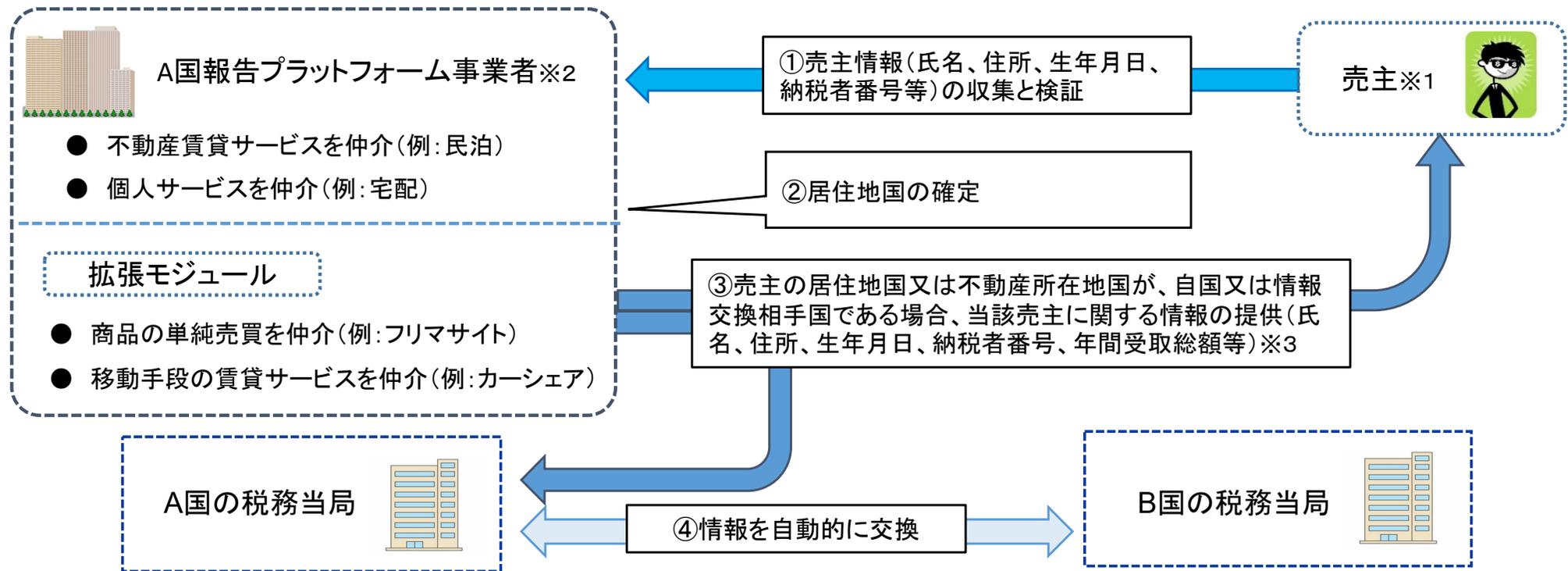
- ギグ・エコノミーの発達により、雇用契約に基づく従来の労働関係から、一般的に第三者による報告の対象とならない独立ベースの個人によるサービス提供へのシフトが発生。
- シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの市場拡大は、取引及び関連する支払の電子形式での記録につながるため、税務当局と納税者の双方にとって、透明性の向上とコンプライアンスの負担軽減が図りやすくなる可能性。
- 売主は、自国のプラットフォーム事業者だけでなく、他国のプラットフォーム事業者も利用しうるため、他国のプラットフォームを利用する売主の情報を、各国の税務当局がどのように入手するかという問題が存在。売主の所在地毎に異なる方式で報告を求められた場合、プラットフォーム事業者にとっても、ビジネスを発展させようとする際のコスト増加要因及び潜在的に有害な障壁となり得る。

⇒OECDにおいて、国ごとに異なる報告要件が設定されることを避け、報告された情報についての関係国・地域による自動的情報交換を促進するため、プラットフォーム売主が実現した取引及び所得に係る情報を、統一的な基準により収集するためのモデル報告ルールについての議論が行われ、モデルルールが策定された。

シェアリング・エコノミー及びギグ・エコノミーにおける売主に関するプラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール

令和4年9月7日
政府税制調査会
第14回総会資料

- 報告プラットフォーム事業者は、①売主情報の収集と検証、②売主の居住地国の確定、③税務当局及び報告対象売主に対する当該売主に関する情報の提供を求められる。



- ※1 除外売主(例:上場事業体)については、プラットフォーム事業者による情報の収集等が不要。
- ※2 報告プラットフォーム事業者についても、小規模事業者等について一定の除外事由が定められている。
- ※3 一つのプラットフォーム上に複数の報告プラットフォーム事業者が存在する場合、報告方法について例外あり。税務当局等に対する情報の報告期限は、報告対象年度の翌年の1月末まで。

ii) シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの進展を踏まえた税制（所得把握）

令和4年9月7日
政府税制調査会
第14回総会資料

<調査の背景>

- ギグ・エコノミーの発達により、一般的に第三者による報告の対象とならない独立ベースの個人によるサービス提供へのシフトが発生。
- シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの市場拡大は、取引及び関連する支払の電子形式での記録につながるため、税務当局と納税者の双方にとって、透明性の向上とコンプライアンスの負担軽減が図りやすくなる可能性。

欧州における動向の概要

- **OECD**において、国ごとに異なる報告要件が設定されることを避け、報告された情報についての関係国・地域による自動的情報交換を促進するため、プラットフォーム売主が実現した取引及び所得に係る情報を、統一的な基準により収集するためのモデル報告ルールについての議論が行われ、モデルルール等が策定された。

<対象プラットフォーム事業者>

モデルルール（2020年7月公表）：不動産賃貸の仲介、個人サービスの仲介

拡張モジュール（2021年6月公表）：商品の販売の仲介、移動手段の賃貸サービスの仲介

- **フランス**においては、プラットフォーム事業者が、商品の販売、サービスの提供、商品又はサービスの交換又は共有のために、電子的手段により人と遠隔で接続する場合、それらを通じて取引を行う各ユーザーが行った取引の回数、総額、課せられる税金および社会的義務に関する情報等を各ユーザーと税務当局に報告することが、2019年より義務付けられている（最初に法定化されたのは2016年）。

※OECDのモデルルール等よりもプラットフォームの定義は広い。

<今後の税制に関する考え方（英国・フランス・ドイツ）>

- シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの進展を巡っては、新しいタイプの稼ぎ方によって発生した所得に税務上も対応する必要。そうした所得の把握については、OECDの取組みに各国足並みをそろえて対応していくことが必要。

調査の背景

- 米国においても、ギグ・エコミーの発達により、独立ベースの個人サービスの提供が活発となり、雇用契約に基づく従来の労働関係とは異なった働き方が増加しているのではないかと。
- また、ギグワーカーの所得については、一般的に、第三者による源泉徴収や当局への報告の対象とならないところ、彼らの所得を把握するためにどういった対応が行われているか。

米国における対応や課題等

- ギグワーカーについて、内国歳入庁は、「行為面（仕事の進め方を誰が決めているか等）」、「金銭面（経費は誰が負担しているか等）」、「労働者と会社の関係性（有給休暇や年金制度が提供されているか等）」の3点を総合的に勘案し、従業員か請負業者（Independent Contractor）のいずれかに分類すべきとの見解を示している。
→ **米財務省によると、同一期間において、給与所得者は10%増加している一方、雇用労働とギグワークの双方を行う労働者は30%増加している。また、独立した請負労働のみしか行っていない労働者は50%増加するなど、ギグ・エコミーは大きな成長を遂げている。**
- ギグワーカーの所得の把握方法の1つとして、従業員でない者に年600ドル（6万8,400円）以上の支払いを行った者に対して、年1回、Form 1099-NECという法定調書を内国歳入庁に提出させている。
- 第三者決済機関に関して、2022年の申告より、ユーザーの取引情報に係る法定調書の提出要件が厳格化された。従来は、「年間200回超かつ総額2万ドル（228万円）超の取引」を行ったユーザー情報が申告の対象だったが、これまで把握できていなかった副業としてギグワーク等を行っている個人も対象とするため、取引回数の要件が撤廃されるとともに、取引額の閾値が年間で総額600ドル（6万8,400円）超へと引き下げられた。
→ **当局としては、彼らの収入の実態を把握するため、今後もいかにして情報の申告を増やしていくかが課題との認識。**